

令和 8 年第 1 回京丹波町議会定例会（第 1 号）

令和 8 年 3 月 2 日（月）

開会 午前 9 時 0 0 分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 令和 8 年 3 月 2 日

2 4 日間

至 令和 8 年 3 月 2 5 日

第 3 諸般の報告

第 4 町長施政方針説明

第 5 議案第 3 号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第 6 議案第 4 号 令和 7 年度 京丹波町立放課後児童クラブのびのび 2 組新築工事請負契約の変更について

第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 8 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 9 議案第 5 号 京丹波町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第 1 0 議案第 6 号 京丹波町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

第 1 1 議案第 7 号 京丹波町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 2 議案第 8 号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 3 議案第 9 号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 4 議案第 1 0 号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の制定について

第 1 5 議案第 1 1 号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

て

- 第 1 6 議案第 1 2 号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 7 議案第 1 3 号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 8 議案第 1 4 号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 9 議案第 1 5 号 令和 7 年度 道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備工事請負契約の変更について
- 第 2 0 議案第 1 6 号 令和 7 年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線（第 2 - 5 工区）開設工事請負契約の変更について
- 第 2 1 議案第 1 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 2 2 議案第 1 8 号 京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 第 2 3 議案第 1 9 号 令和 8 年度京丹波町一般会計予算
- 第 2 4 議案第 2 0 号 令和 8 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 2 5 議案第 2 1 号 令和 8 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 6 議案第 2 2 号 令和 8 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第 2 7 議案第 2 3 号 令和 8 年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第 2 8 議案第 2 4 号 令和 8 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第 2 9 議案第 2 5 号 令和 8 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第 3 0 議案第 2 6 号 令和 8 年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第 3 1 議案第 2 7 号 令和 8 年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第 3 2 議案第 2 8 号 令和 8 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第 3 3 議案第 2 9 号 令和 8 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第 3 4 議案第 3 0 号 令和 8 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第 3 5 議案第 3 1 号 令和 8 年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第 3 6 議案第 3 2 号 令和 8 年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第 3 7 議案第 3 3 号 令和 8 年度京丹波町水道事業会計予算
- 第 3 8 議案第 3 4 号 令和 8 年度京丹波町下水道事業会計予算

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

1 番	樋口	由実	君
2 番	居谷	知範	君
3 番	西山	芳明	君
4 番	谷口	勝巳	君
5 番	山崎	眞宏	君
6 番	山崎	裕二	君
7 番	奥田	健次	君
8 番	東	まさ子	君
9 番	伊藤	康二	君
10 番	畠中	清司	君
11 番	大澤	順可	君
12 番	松村	英樹	君
13 番	梅原	好範	君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（26名）

町	長	畠中源一	君
副町	長	山森英二	君
総務部長		松山征義	君
健康福祉部長		中川豊	君
産業建設部長		栗林英治	君
企画情報課長		堀友輔	君
総務課長		田中晋雄	君
財政課長		山内明宏	君
デジタル政策課長		田畑昭彦	君
税務課長		小山潤	君
住民課長		大西義弘	君
福祉支援課長		原澤洋	君

健康推進課長	宇野浩史君
子育て支援課長	保田利和君
医療政策課長	中野竜二君
農林振興課長	山内敏史君
商工観光課長	片山健君
土木建築課長	小松聖人君
上下水道課長	村田弘之君
会計管理者	谷口玲子君
瑞穂支所長	豊嶋浩史君
和知支所長	山内善史君
教育長	松本和久君
教育次長	岡本明美君
学校教育課長	四方妃佐子君
社会教育課長	西山直人君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	樹山敬子
書記	山本美子
書記	松谷洋二

開会 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、健康管理のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和8年第1回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番議員・奥田健次君、8番議員・東まさ子君を指名します。

なお、以上のご両君に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの24日間としたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの24日間と決しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、議案第3号ほか33件です。

後日、町長から追加議案の提出があります。

提案説明のため、畠中町長ほか関係者の出席を求めました。

2月10日、全員協議会が開催され、京丹波町組織の一部改編について、説明を受けました。

2月24日に、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について協議されました。

また、同日、全員協議会が開催され、議会運営委員会での協議決定内容の報告が行われるとともに、令和7年度 京丹波町立放課後児童クラブのびのび2組新築工事請負契約の変更について等、担当課より説明を受けました。

本定例会までに受理した陳情書等をお手元に配付いたしております。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

京丹波町情報センターに対し、自主放送番組での本会議の放映を依頼しましたので、報告いたします。

本日、本会議終了後、議会広報広聴特別委員会が開催されますので、お世話になりますが、よろしく願いいたします。

最後に、私、去る2月20日に開催されました京都府町村議会議長会総会におきまして、府内全町村議長の推薦の下、引き続き、京都府町村議会議長会長の重責を担わせていただくことになりました。任期は、令和10年2月までとなっております。京都の地方議会の現状を全国にお届けするとともに、全国の町村議会とともに、全ての町村が将来にわたって明るい展望を切り開いていけるよう、取り組んでまいります。

今後とも、皆様のご協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第4、町長施政方針説明》

○議長（梅原好範君） 日程第4、町長の施政方針の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 本日ここに、令和8年第1回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

まず、本町の財政状況につきましては、実質公債費比率が令和6年度決算数値で15.2%となっており、前年度と比較すると改善しておりますが、新庁舎整備等の元金償還の開始等により公債費の償還が高い水準で続くとともに、政策金利上昇の影響も懸念され、大変厳しい財政状況が見込まれることから、計画的な繰上償還と地方債の発行抑制により、この状況を回復させようと懸命に取り組んでおります。

今後も、町税、地方交付税をはじめとした歳入状況は引き続き厳しいものになることが想

定され、歳出面においても長引く物価高による維持管理経費や社会保障関係費が増加傾向にあるほか、人事院勧告によるベースアップや地域手当の引上げにより人件費の大幅な増加が見込まれ、さらなる財政負担が生じることが予想されるため、安定した行財政基盤の確立を目指し、一層の健全化に向けた取組を進めてまいります。今後とも、議員各位におかれましては、何とぞご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

一方、国が示す地方財政対策につきましては、社会保障関係費、人件費の増加や物価高が見込まれる中、地方公共団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額については、前年度に比べ3兆7,364億円の増加が見込まれているところであります。

今後も、社会経済情勢の推移、税制改正の内容、物価高への対応など、緊急経費の取扱いを含めた国の予算編成の動向等、十分注視していく必要があると考えております。

こうした国や地方の情勢を背景としつつ、私は令和3年11月の町長就任以来、「元気、希望、笑顔のあふれるまちづくり」を目指して全力で各施策に取り組んでまいりました。

本町は令和7年10月に合併20周年を迎え、町民の皆様とともにこの間の取組やまちづくりを振り返ったところですが、20年という時間が経過した今後においては、「合併した町」というよりも「京丹波町」として歴史と伝統を積み重ねながら、まちづくりを力強く前進させ、安定した町政運営を進めてまいりたいという思いであります。

そのため、私は2期目の町政運営に当たり、これまで取り組んできた3つの柱をさらに重点的に推進するため、未来を切り開くための新たな挑戦として、毎年10の成長プロジェクトを掲げ、地域経済の活性化、産業の高度化、生活環境の向上、デジタル化の推進、持続可能な社会の実現など、多角的な視点から本町の成長と町民生活の向上を目指してまいります。

町民の皆様とともに歩むこれらの成長プロジェクトを通じて、未来に希望が持てる本町の創造に全力を尽くしてまいりますので、その決意とともに主な施策につきまして述べさせていただきます。

初めに、「健やかで幸せなまちづくり」についてであります。

「健幸」のまちづくりにおいて、京丹波町病院並びに各診療所は、町民の健康を守る「かかりつけ医」としての機能を果たすため、外来・入院医療をはじめ、訪問事業での診察・看護・リハビリ・栄養指導など、公衆衛生活動事業では検診・予防接種・学校医・健康教室など、疾患に対する予防から治療、在宅支援まで、一連の取組を積極的に進めているところで

自治体病院の使命は、「地域に必要な医療を公平・公正に提供し、町民の生命と健康を守

り、地域の健全な発展に貢献すること」であります。しかしながら、現状は慢性的な医師不足をはじめ、人口減少や少子高齢化による医療提供体制の維持、経営基盤の安定化など、厳しい課題が山積しております。

これらの課題解決のためには、京都府や京都府立医科大学など関係機関との連携を密にした上で、これまでの取組のさらなる強化を図り、専門的な治療が必要なときは、速やかに基幹病院等と連携をし、地域密着型医療の提供に努め、町民の皆様に安心が届けられる身近な「私たちの町の私たちの病院」づくりを推進してまいります。

次に、健康で心豊かな生活を保障するための施策についてであります。

健康づくり対策におきましては、誰もが心身ともに健やかで、生き生きと住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができ、健康寿命の延伸を図ることを目指した健康づくりを推進してまいります。

成人保健事業につきましては、今年度もがん検診と基本健診が同時に受けられる総合健診費用を無料とし、疾病の早期発見、継続した保健指導を行うなど健康増進に努めてまいります。

また、町内企業との健康づくり事業では、働き世代の健康意識の向上を目的に、引き続き企業訪問などを行い、さらなる事業拡大を図ってまいります。そのほかウオーキング事業の実施など、ウェルネス京丹波健康増進事業の推進に取り組んでまいります。

予防事業におきまして、新たに定期接種に妊娠中の方を対象にしたP Sワクチンが追加となったことから、対象者となる方へ個別案内をするなど、円滑な事業実施を行ってまいります。

京丹波町の最大の強みであり魅力の「食」を中心に置いた取組を進める「フードバレー構想」につきましては、様々な事業者や関係機関の方々の連携を強化し、本町が誇る「食」の魅力を発掘するとともに、町内外に発信する取組を進めてきました。

令和8年度においても引き続き補助事業等により後押しを行うことで、事業者間連携による商品開発等を進め、食の高付加価値化につなげたいと考えております。

また、令和7年度に運用を開始した農業研修施設「フードバレー農場」につきましても、令和8年度中に地域おこし協力隊を3名まで増やし、「食」の発展の基盤となる農業の担い手を育成してまいりたいと考えております。

有害鳥獣対策では、野生鳥獣被害総合対策事業等を活用した、被害防止柵への支援やI o T・I C T技術を活用した有害鳥獣対策の省力化、効率化により、捕獲隊員の負担軽減、農作物被害の減少などを図る取組を進めてまいります。

また、近年増加している「ツキノワグマ等」の被害防止対策を行うため、緊急銃猟ガイドラインを定め、生活圏への侵入に備えた対応を図るほか、引き続き狩猟免許の取得支援を行い、狩猟者の確保と育成を図るとともに、近隣市との情報共有を行い、より効果的な被害防止対策を実施してまいります。

担い手育成対策では、地域の中核的な担い手となる、認定農業者や新規就農者をはじめ、集落営農組織などが行う機械の導入や施設整備を支援するとともに、特に、限られた労働力で効率的に経営を維持・拡大するための新たな技術を活用した省力化農業を促進します。また、近年の高温などの異常気象が収量や品質に大きな影響を与えており、関係機関と連携し、対策の強化の取組やSNSを活用した情報発信、情報交換などの場が持てるような機会の創設も実施します。

高齢化や人口減少が進展し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、地域の皆様にご協力いただきました地域計画を推進し、集落営農組織や認定農業者、地域の核となる農業経営体、新規就農者の育成や農地を守るための制度的支援を行い、「人づくり」と「組織づくり」の両面から、これからも持続可能な仕組みの構築を図ります。また、農業委員会と連携し、農地利用の最適化に取り組んでまいります。

生産振興対策では、消費者のニーズを踏まえた「売れる米づくり」を進めるとともに、主要な特産物である「黒大豆」、「小豆」をはじめ、「ソバ」や「京野菜」の振興を図るほか、加工米である「京の輝き」や耕畜連携により「WCS用稲」の生産拡大を推進し、中山間地域であっても経営が成り立つよう、付加価値を高める取組をしてまいります。

特に、本町の名産である「丹波くり」に対する実需者や消費者からのニーズがあるにもかかわらず、くり樹の老朽化や生産者の高齢化、さらには、鳥獣被害で生産意欲が衰退しています。

このような状況の中、ガバメントクラウドファンディングを行いブランド力の強化と生産振興に対して、毎年多くの皆様から応援をいただいております。そうした応援いただく皆様の期待に応えるよう、引き続き生産振興対策を推進し、生産者の確保・育成及び販売力の強化に向けた取組を積極的に実施してまいります。

さらに「京丹波栗」として認知されるよう、ブランド戦略を推進・強化し、付加価値を上げる取組を進めるとともに、優れた栽培技術を次世代に継承するため、技術指導ができる技術者の育成や京丹波プレミアム栗づくりの推進を行い、生産の拡大を図ってまいります。

次に、商工業の振興につきましては、物価高騰等の影響により、事業者は依然として厳しい情勢下にあります。そのような中、「生活応援商品券」の配布など、国や京都府の支援制

度を活用し、消費者支援とともに、商工会と連携した小規模商工業者等の育成や支援を行うほか、町独自施策として商工業者の経営安定に向けた支援を引き続き行い、企業誘致や創業者の育成、地元企業の活性化を図ってまいります。

また、「京丹波町産業ネットワーク」を中心として、本町に関係する既存の企業との連携拡充を図り、協定締結なども視野に入れた充実強化を図ります。

さらに、人口1,000人当たりの起業率が2年連続京都府トップとなっている本町にあって、町内でのスモールビジネスの創業を後押しする支援として、産官金連携による創業支援をはじめ、「創業セミナー」の開催や「地域ビジネス創出補助金」の活用等により、さらに創業機運の醸成を図ることとし、また、雇用創出及び須知高校生と町内起業家が交流や体験を行う「高校生キャリアアップ講座」や「インターンシップ」を開催するなど、地域への人材定着につながる取組を推進してまいります。

また、町内商業集積施設である「丹波マーケス」内に、公共施設の一部を移転することについて調査・研究を進めており、例えば図書館機能などを集積することで、町民の皆様の利便性を向上し、にぎわいを創出する取組になるよう検討を進めてまいります。

人口減少が進み、活力の低下が懸念されることから、それに歯止めをかける対策は急務であり、その一つの対策として「移住定住相談窓口」を令和5年5月に開設しました。令和6年度から地域おこし協力隊を採用し、相談窓口体制を強化しています。人員の充実に伴い、積極的な施策の推進が可能となったことから、移住者を呼び込むための取組として、移住検討者を対象に、本町の魅力をじかに感じてもらうための体験型ツアーを継続的に実施しております。

令和7年度には、移住者の地域への定着を推進するための新たな取組として、移住者や移住検討者、また地域住民の方を対象として「移住者交流会」を実施したところです。令和8年度においても、これらの取組のさらなる充実を図るとともに、移住相談窓口の積極的なプロモーションを行い、移住検討者に選ばれる町となるよう検討を進めてまいります。

あわせて、令和5年度に策定した「移住者受入・活躍応援計画」に基づき、引き続き国や京都府の制度を活用しながら、本町の魅力を生かしたまちづくりを進め、企業誘致と連携した移住・定住対策に取り組んでまいります。

また、地域商社事業においては、通販サイトや農産物の流通事業の拡充、新商品の開発など、さらなる地域資源のブランド化と販路拡大を目指して取り組み、「フードバレー京丹波推進協議会」と連携して農林商工業の活性化を図るとともに、地域人材の育成並びに雇用創出につなげてまいります。

さらに、ふるさと納税につきましても、地域商社事業の取組により返礼品のリニューアル、取扱事業者や品目を増やし、適時適切な広告宣伝を実施したことから、多くの寄附をいただき、本町の貴重な財源となっております。

企業版ふるさと納税制度につきましても、企業様からの支援による財源の確保や新たな連携を生み出していくため、引き続き積極的なプロモーション活動を展開してまいりたいと考えております。地域経済への貢献や関係人口の創出に取り組む「持続可能で豊かな地域創造事業」につきましても、企業と地域の絆づくりを進めることで、安定した運営が図れるよう、町内外に向けてプロモーションを行ってまいりたいと考えております。

観光振興では、物価高騰等により依然として旅行業、宿泊業をはじめ、地域の交通や飲食業、物品販売業など多くの産業に影響が生じています。

そうした中、昨今の観光動向として、地方のアウトドアや癒やしの提供などへの需要が高まっております。本町の、豊富な森林資源や里山資源を生かした、京丹波で「遊ぶ・学ぶ・癒やす」リトリートツーリズム、また、国内外の大学連携に基づく教育プログラム事業を活用した体験型観光や、様々なきっかけで様々な人材が京丹波町へ来訪したことを契機とし、関係人口となっていく「想いでつながるコミュニティ事業」、観光資源を周遊できる魅力的なルート造成や、町内飲食店情報サイト「京・タン・イーツ」の運用など、様々な取組を引き続き進めてまいります。

また、「食の町・京丹波」を代表するイベントである「京丹波マルシェ」は、昨年「全国モンブラン大会」の併催も含めて2万3,000人ものご来場をいただいたところであり、町民の皆様や京丹波町観光協会など関係機関と連携を図りながら、全国都市緑化フェア in 京都丹波のメインイベントとしても盛り上げてまいりたいと考えております。

ロケ誘致事業では、令和6年のNHK大河ドラマの大規模撮影をはじめ、京丹波ロケスタジオや町内の自然環境と観光名所を生かしたロケが、本年1月末実績で映画、ドラマ、CMなどを含め昨年より約20本多い135本を超えるなど、映像を通じて町の魅力を広くPRできたものと考えております。

今後さらに、「映画の町、映像文化の町」として積極的な誘致活動を行い、映像を発信することで本町の活性化と、シビックプライドの醸成につなげてまいります。

地方が見直されている今、さらに町内に観光客を呼び込むことができる取組を推進し、関係人口、交流人口の増加を図り、移住・定住につながるよう、「京丹波町観光協会」や「森の京都DMO」など関係団体との連携を強化してまいります。

また、地政学的にも交通の要衝である本町にあって、町内各道の駅は地域内外の皆様にと

ってランドマークとなっており、地域の魅力発信や経済循環のハブとして機能しているところではあります。

近年、道の駅「京丹波 味夢の里」はもちろんのこと、道の駅「和」も多くのご来場者でにぎわいを創出している状況です。また、現在リニューアル中の道の駅「瑞穂の里・さらびき」がオープンした際には、新たな集客機能を発揮するなど、地域の皆様と都市部からのお客様との交流拠点として、より一層農家や事業者の販売力強化など、事業効果を上げてまいりたいと考えています。

次に、「教育と子育てのまちづくり」であります。

本町の子どもたちが健やかに成長できるよう、「まちづくりは人づくり、人づくりはまちづくり」を基本理念に、教育への積極的な投資を行い、「京丹波町の良さを生かした、京丹波町ならではの教育の推進」に取り組んでまいります。

学校教育におきましては、引き続き「学びを育む京丹波町メソッド」による豊かな学びの創造と確かな学力の育成を図り、多様な子どもたち一人ひとりを大切に、誰一人取り残すことのない学びの環境づくりを推進してまいります。

さらに、地域の課題をテーマとした探求的な学びを推進し、課題解決のための学力と、自らの良さに気づく非認知能力の育成を目指します。

また、探究的な学びの基礎となるのが、情報を適切に取り扱い、判断し、活用する力であり、情報活用能力の充実を図るとともに、次期学習指導要領の改訂を見据えた生成AI活用に向けた調査研究を進めてまいります。

学校教育情報化機器整備事業では、第2期GIGAスクール構想に基づき、1人1台端末機器の更新を行い、個別最適な学びの充実に向けたICT教育環境の整備・充実に努めてまいります。

また、全小・中学校に設置されている学校運営協議会と協働し、本町の宝である子どもたちが安心して活動できる、地域とともに歩む学校づくりを推進するとともに、少子化に対応し、保護者と地域の思いを踏まえた学校の在り方の検討を引き続き進めてまいります。

とりわけ、和知地区における小中学校の在り方については、検討委員会における答申を踏まえ、和知ならではの豊かな学びの継承と、特色ある学びを推進し、確かな学力向上を図る取組を進めてまいります。

放課後児童健全育成事業では、令和7年度から民間事業者への業務委託を実施することにより、課題でありました支援員の安定的な確保、預かり時間の延長や長期休暇中の昼食提供など、一定のサービスの向上が図られました。

今後も業務委託を継続し、安定的な運営と利用者の利便性向上を目指し、放課後児童クラブの充実に努めてまいります。

さらに、瑞穂小学校隣接地に整備を行っています「のびのび児童クラブ2組」の新築工事においては、外構工事の完成を令和8年5月末と見込み、6月から新たな施設での事業開始を目指し、利用環境の充実に努めてまいります。

近年の気候変動の影響による危険な暑さを災害と捉え、猛暑対策のさらなる充実に努め、引き続き学びを支える安心安全な教育環境の整備に努めてまいります。

学校給食では、四季折々の自然豊かな地域で育まれた丹波くりなどの特産物や地元産の野菜、特に町内産の特別栽培米の活用など、「食の町・京丹波ならではの特色ある学校給食」を通じて、安全安心な給食を提供し、子どもたちに地域の食文化への深い理解とふるさとに対する愛着と誇りを育ててまいります。

さらに、令和8年度から国により実施予定とされる「学校給食費の抜本的な負担軽減」、いわゆる公立小学校の給食費無償化に併せ、中学生の保護者に向けては、地方創生臨時交付金を活用し、学校給食費を通じて教育費の負担軽減を図ってまいります。

一方、京都府立須知高等学校の活性化につきましては、令和5年度に開催した「京丹波町における須知高校のあり方懇話会」の意見に沿って「魅力化」に取り組んでおり、本町や須知高校、PTA、同窓会等と勉強会を開催し、その中での意見等を基に「魅力化ビジョン」の作成を進めています。

また、具体的な取組として、須知高校の特定の部活動の強化に資する全国募集の支援として「学寮」の整備を進めるとともに、須知高校魅力化コーディネーターの配置と運用を進めます。

子どもたちの安心して快適な生活環境づくりとして、安心して医療が受けられるよう、すこやか子育て医療費助成制度により出生から18歳までの医療費について切れ目なく助成を行うことで、より一層子育て世帯への負担軽減に努めてまいります。さらに、心身障害者やひとり親家庭等に対する医療費助成、妊産婦健診事業、不妊治療助成金事業を継続してまいります。

こども家庭センターでは、母子保健と児童福祉が連携・協働し、一体的支援の充実と強化を図ってまいります。

母子保健事業における「妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業」では、妊娠期から切れ目のない支援を行うため、妊婦等の身体的ケア及び経済的支援を実施し、妊娠・出産・育児に関し、支援の充実に努めてまいります。

次に、社会教育におきましては、町民の皆様が、朗らかで笑顔の絶えることのない、人のふれあいを肌で感じることを目指して、一人ひとりの人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会を築くため、地域のつながりや、自然、伝統文化など様々な力を活用しながら、生涯にわたる多様で自主的な学習活動を支援します。

特に、「どこでも図書館」事業では、移動図書館車を含めたきめ細やかな図書サービスの提供と、読書環境のさらなる充実を図るとともに、ジュニア世代にアプローチする新たな取組や、図書館中央館のあるべき姿、可能性を住民の皆様のご意見を伺いながら検討してまいります。

「京丹波町民大学」においては、長期的な体験講座を含め、町民の皆様の町に対する誇りの醸成をさらに深化させる取組を推進してまいります。

また、文化財に関しては、新たなテーマによる地域学芸員講座の実施や、選定しました「七大山城」を中心とした、観光ツアーの提案や学校教材としての活用など、地域の人材、文化財や伝統芸能は、大切な「地域の宝」であることの再認識を促し、地域に眠っている貴重な文化財を後世に伝えるべく、取組を進めてまいります。

子育て支援では、「第3期京丹波町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して仕事と子育てが両立できる環境整備や、全ての子どもたちの健やかな成長の実現に向けて、切れ目のない支援に取り組んでまいります。

また、全ての子ども・若者が将来にわたって健康で幸せに暮らせる「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、今年度策定する「第1期こども計画」に基づき、子どもや若者一人ひとりを尊重し、健康を守りながら、みんなの夢や希望を応援するとともに、子どもを育てる親が安心して子育てできるよう、関係機関と連携・協力しながら、子ども・若者を地域全体で見守り、支えていくことができる環境づくりを推進してまいります。

町立認定こども園においては、さらなる教育・保育環境の充実を図ってまいります。特に乳幼児期の教育保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う、重要な役割を担っているものであることを踏まえ、子どもの発達に応じた関わりをこども園と各家庭が協力し合い取り組んでまいります。

また、保護者の就労状況やライフスタイルにかかわらず、ゼロ歳から2歳児がこども園を利用できる「こども誰でも通園制度」を令和8年度から開始し、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化します。

あわせて、子育て世代が安心して子どもを育てられる環境づくりのため、認定こども園利

用料の第3子以降無償化、子育て世帯住宅リフォーム支援事業、病児保育事業、子育て支援センター事業など、これらの施策により、子育て家庭の経済的負担軽減や、仕事と子育ての両立、親の孤立防止に取り組んでまいります。

3つ目の柱は「人のふれあいを感じるまちづくり」であります。

行政情報システム運用管理事業では、国が進める「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づくデジタル社会実現に向け、生成AI導入を行い業務の効率化を図ります。

また、ホームページ運用管理事業において、町ホームページ、京丹波あんしんアプリを活用して、さらなる住民へのサービス向上を目指し情報発信を行ってまいります。

令和7年におきましては、幸いにも本町では災害による被害を受けませんでした。全国的には局地的・集中的な大雨や大雪、少しの油断や自然発火などから大規模な林野火災も継続して発生しております。このような被災時において、公助のみの対応では難しい現実もあると感じており、「災害は起きる」という前提の下、その被害を最小限に抑えていく減災への取組として災害協定など民間事業者を含め、多くの関係者による支援体制を整えてきたところです。

引き続き、災害発生に対して速やかに、そして広大な面積を有する本町独特の局地的な災害に対応するため、自主防災組織の強化と継続した支援など、区長会、消防団、民生委員の皆様とより一層連携して、地域防災力の充実に向けた情報発信と支援に努めてまいります。

消費生活につきましても、被害の未然防止に向けた相談窓口を引き続き設置するとともに、地域住民や警察など関係機関と連携しながら、自主放送番組や広報紙を活用した啓発活動に継続的に取り組み、消費者の安全安心の確保に取り組んでまいります。

ウェルネスタウン構想の「こころとからだの健幸」推進には、「人権尊重」が基本となります。互いに人権を尊重し、人に優しい町、人と人々が認め合い、誰もが孤立することなく、みんながお互いに一生懸命応援し、励まし合うことのできる朗らかで元気あふれる町を目指し、「京丹波町幸せを感じ豊かな心を育む人権尊重のまちづくり条例」を制定し、昨年10月11日に施行いたしました。今後におきましても、教育委員会等関係機関とも連携を図り、人権教育・啓発事業を積極的に展開してまいります。

本町の交流事業につきましては、福島県双葉町、北海道下川町と友好町の交流をしており、双葉町については、令和5年度から交流事業を再開し、昨年8月には、本町の中高生8名が双葉町を訪問し、双葉町の復興の様子を知ることができ、「心の交流」を行うことができました。

令和8年度は、双葉町の中学生に本町を訪問いただき、本町の中高生と交流することとしております。今後とも交流を続け、絆を深めてまいります。

また、下川町との子ども交流につきましては、令和7年度から開始したオンライン交流の拡充を進めてまいります。

国際交流につきましては、来年度のオーストラリア・ホークスベリー市との交換留学において、本町から3人の生徒の派遣を予定しており、引き続きグローバル社会で活躍する人材育成に取り組めます。

また、昨今、外国人の方が増えており、現在では約300人が本町で生活されております。このような中、災害時等に「言葉の壁」により災害弱者になり得る外国人が、安全安心に避難できるよう、取るべき行動や事前の備えなどを伝える防災研修会や住民との交流を図る取組など京丹波町国際交流協会との連携を密にして、一人として孤立させることのない、ふれあいの町をつくり上げるため、今後も、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

次に、高齢化とともに少子化に伴う人口減少が進行する中であって、高齢者や障害のある方が安心して暮らせる環境づくりは、最も重要な政策課題であります。また、家族や社会の在り方が変化する中、個人が抱える課題の複合化、複雑化が進んでいます。

本町においては、地域福祉計画をはじめ、各種関連計画に基づき、人と人、人と資源が、世代や制度、分野を超えてつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指してまいります。そのためには制度を担う福祉人材の確保による確固とした基盤の確立も重要であり、深刻な福祉人材不足に対応するため、福祉人材確保対策事業や介護福祉士育成修学資金貸付事業等を通じ、引き続き町内の介護、福祉事業所の人材確保を支援してまいります。

また、京丹波町成年後見支援センターを中心に、認知症などにより判断能力が十分でなくなっても尊厳ある生活を継続できるよう、大きな変革期を迎えている成年後見制度の利用促進と権利擁護支援の取組を推進してまいります。

高齢者福祉分野では「高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」に基づき、引き続き介護保険事業等の健全かつ円滑な運営を図るとともに、高齢者の社会参加の取組や介護予防事業等を積極的に推進し、高齢者が住み慣れた地域で心身ともに健康で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムのさらなる充実に取り組んでまいります。

また、障害者福祉分野におきましては、「第4期障害者基本計画」及び実施計画である「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」に基づき、障害に対する理解の促進や障害

福祉サービスの充実等に努め、障害の有無にかかわらず、安心して自分らしく生き生きと暮らせる町を目指してまいります。

交通対策では、「園福線」について令和6年4月から有限会社中京交通と京都交通株式会社の2社により運行を継続しているところですが、利用者につきましては昨年を上回る状況であり、地域の旅客運送サービスとして順調に運行をいただいているところであります。引き続き、国、京都府、沿線市町で支援を行いながら、公共交通の利用促進を図ってまいります。

一方、本町では令和5年度に京丹波町の地域公共交通のマスタープランとなる「京丹波町地域公共交通計画」を策定し、地域公共交通の利便性の向上に努めているところです。令和7年度から和知地区において、民間事業者による「デマンドタクシー」が本格運行し、さらには瑞穂地区において新たな民間事業者による実証運行を開始しております。

今後、丹波地区へのデマンドタクシーの横展開も図り、交通弱者の日常生活における移動手段確保につなげ、持続可能な地域社会の構築を目指します。

次に、農業・農村整備につきましては、気候変動に伴う災害リスクへの対応に併せ、老朽化が進む農業共同利用施設の更新は喫緊の課題であるため、国・府の補助事業を最大限に活用し、農家負担を軽減した施設の再生、整備への支援を実施します。

森林・林業を取り巻く状況は、「森林資源の成熟による利用期への移行」という大きな転換点を迎える一方、「深刻な担い手不足」と「再造林の課題」という構造的な問題に直面しています。これからは、「木材を切り、使う」段階から「切った後に再植林し、育てて持続させる」という、次の段階の管理体制へ移行できるかが今後の課題であります。

これを踏まえ、本町の豊かな森林資源を次世代へと着実に引き継いでいく取組として、町有林を中心に森林資源の循環利用を確立し、適切な経営管理に努めてまいりましたが、今後はその取組を広く民有林へと拡大していく必要があります。

そのため、森林環境譲与税を戦略的に活用し、森林経営管理制度に基づく意向調査や境界明確化を加速させ、経営管理が困難な民有林の集約化と整備を進めてまいります。さらに、主伐後の確実な再造林を促すとともに、木材の地産地消を推進することで、経済と環境が両立する持続可能な林業経営を支援してまいります。

森林整備を進め、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルの方針が推進される中、そのモデルとして令和5年度から実施しました町有林でのカーボンクレジット創出調査研究事業は、令和8年3月3日に開催予定の国の委員会で認証される予定であります。認証後は、令和8年3月中にはクレジットの発行を予定し、その販売

収益について、さらなる森林整備の財源として積極的に活用してまいります。

こうした適切な森林の経営管理を実現するためには、その基盤となる林道の整備が不可欠であります。急峻な地形での整備といった課題に対応しつつ、効率的な伐採と確実な再造林を可能にするための路網整備を引き続き実施いたします。

「京都府立林業大学校」との連携では、実習林の提供などの支援を行うほか、様々な面で連携を深め、森林林業の発展と町の活性化を図ってまいります。今春には、13期生11人が卒業する見込みであり、京都府内外の林業関係機関などへの就職が内定しているとお聞きしております。

卒業生の皆様のご活躍を心から期待するものであります。

また、本町の「豊かな森林資源」と「畜産から生まれる良質な堆肥」を最大限に活用した、地産地消型の持続可能な農業モデルを推進し、化学肥料への依存を減らし、環境負荷の低減と健康な土壌による農産物の高付加価値化を図ってまいります。

次に環境対策であります。

地域ぐるみで取り組んでいただいている環境美化活動や資源ごみ集団回収への支援のほか、生ごみ堆肥化处理機器等購入助成金制度など、ごみの減量化や再資源化の推進により、快適で安全安心な環境づくりに努めるとともに、あわせて、2050年脱炭素社会を目指した地球温暖化対策として推進してまいります。

さらに、町内の河川水からPFAS（ピーファス）が検出された問題につきましては、関係機関と連携を図りながら定期的な水質検査を通じて、引き続き状況を確認してまいります。

水道事業につきましては、基本方針であります「持続・安全・強靱」な水道事業を目指し、耐震化や老朽化対策を図るとともに、安定した水質管理を行い、持続可能な事業経営とするため、効率的な経営体制の確立に取り組んでまいります。

また、水道事業と同様に、住民生活に密着したサービスを提供する下水道事業においては、将来にわたり災害に強く安心して利用できるよう、点検や更新などの維持管理に力を入れるとともに、公営企業として経営の健全化及び経営基盤の強化をより一層図ってまいります。

次に、道路等のインフラにつきましては、地域経済活動や住民生活を支えるだけでなく、地域連携や交流圏の拡大など、地方創生を実現するために欠かすことができない社会基盤であり、精力的に整備促進いたします。

このため、より安全で快適に移動できる道路交通ネットワークが形成できるよう、国・府等と連携を図りながら住民生活に最も身近な町道の整備と適正な維持管理に努めます。

国道につきましては、日常生活における移動・物流・災害時の緊急輸送等あらゆる面で重

要な役割を果たす基幹道路であります。

特に本町にとって悲願であります観音峠のバイパス化の実現に向け、令和6年度に「国道9号観音バイパス整備促進期成同盟会」を設立し、構成市町である南丹市とともに、国会議員、国土交通省、財務省など関係各方面への要望活動を積極的に進めてまいります。

府道につきましては、隣接する市や国道に連絡する道路であり、国道と同様に多方面にわたって重要な役割を持っています。

その中で、未改良区間につきましては、地元の促進同盟会、協議会の皆様とともに継続して要望活動を行ってまいります。

河川につきましては、国、府県、市町等が協働し、上流域から下流域まで流域全体を捉える「流域治水」を推進するとともに、高屋川、須知川をはじめ災害が多発する河川について、早期事業化に向けて関係機関との連携、調整を図ってまいります。

町管理河川につきましては、災害の発生予防・拡大防止を目的として必要な修繕を行ってまいります。

また、橋梁につきましては、定期点検の結果を踏まえた長寿命化計画に基づき、修繕等により老朽化対策に努めてまいります。

本年9月18日から11月8日までの52日間、第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波が食農と環境そしてアートで輝く「京都丹波」をテーマに、亀岡市・南丹市・京丹波町を会場に開催されます。

本町では、開催を目前にし、京都府立丹波自然運動公園やわち山野草の森のフェア拠点の整備、積極的な広報・PR活動を進め、フェア開催中におきましては、来場者に京丹波町の魅力を伝え楽しんでいただけるイベント等を実施してまいります。緑化フェアの開催を契機に、本町の魅力を体感いただいた皆様が京丹波町を心から好きになっていただき、継続的に関わっていただくことや、移住・定住していただくことで、多くの方々の幸せが広がることを期待しております。

あわせて、和知駅につきましては、交通系ICカードの利用ができる改札の設置を引き続き要望するとともに、緑化フェアを契機とした駅前周辺の活性化に向けた検討を進め、しっかりと結果を残していきたいと考えております。

町営住宅では、施設の長寿命化に向け、適正な維持管理を推進するとともに、建築後の経過年数や老朽化等の施設の状態を基に、改修を実施します。

さらに、「京丹波町タウンプロモーション方針」に基づくアクションプランの実行においては、京丹波産の「人・もの・こと」を発信する「FROM京丹波」プロジェクトの展開、京

丹波ファンクラブ拡大のための「クラブ京丹波」の運営など、関係人口施策の拡大・強化へ向けて官民連携プロモーションチーム「NPO法人京丹波イノベーション・ラボ」を中心とした議論をさらに深め、同法人とともに施策を推進することで、市場競争下にある自治体間における「選ばれる自治体」となるように努めてまいりたいと考えております。

最後に、「わかりやすい情報発信による行政の見える化のまちづくり」であります。

まちづくりは、行政、町議会、町民の皆様が同じ志を持ち、時に意見を闘わせながらよりよい方向性を共有し、一緒になって進めなければならないと思っています。

これまで進めてまいりました町の現状をより分かりやすく、そしてこれから進むべき方針をしっかりとお伝えする「行政の見える化」にしっかりと取り組み、積み上げてまいりました本町の良さや魅力を感じていただき、町民の皆様の誇りの醸成に努めてまいります。

京丹波町独自のオウンドメディアである広報京丹波、自主放送番組、ホームページやインスタグラム、ユーチューブなどを最大限活用して、町民の皆様に分かりやすい形で、町行政の情報をお伝えします。

さらに、自主放送番組におきましては、AIを活用した回覧板機能を追加します。この機能では、自主放送番組の文字放送とデータ放送において、町の情報をお伝えし、文字放送では読み上げ機能を追加する等、誰もが受け取りやすい情報の発信に努め、あわせて、行政等から配布している文書の縮減に向けた、新たな方策としても取組を進めてまいります。

このほか、あらゆる分野でデジタル化による情報発信に努め、例えば母子保健の分野では、必要な人に、必要な時に、地域の情報や子育て情報を届けるために、電子母子手帳アプリを導入します。

このように、多様化する住民ニーズに対応するには、広い視野と多様な対応が求められており、様々な角度から物事を見ること、時代に沿ったアイデアを駆使して大義をもって積極的に取り組むよう、職員とともに進めてまいります。

本定例会においては、働き方の多様化や労働人口の減少などを踏まえ、一定の組織規模を維持しながら、より横断的な業務推進やスピード感を持って様々な課題解決に取り組むため、行政組織の改編を行うこととしました。これにより、さらに効率的で効果的な行財政の運営を進めてまいります。

あわせて、役場そのものは、町民のために働く組織でなければなりません。町民の皆様に寄り添った対話と信頼の確保、そして、より身近な職員であることの大切さ、品格ある行政運営を目指してまいります。

さらには、町長就任以来継続して築いてまいりました、国や京都府とのネットワークをよ

り強固なものとして進めることにより、行財政基盤の強化を図り、まちづくりにつなげてまいる所存です。

以上、様々に申し上げてまいりましたが、意思決定機関である議会や、それぞれの地域においてまちづくりを進めておられる皆様のご意見を伺いながら、公約の実現に向け取り組んでまいる決意であります。

議員各位並びに町民の皆様には今後の町政運営に格段のご理解、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

以上、令和8年度の施政方針といたします。

○議長（梅原好範君） 以上で、町長の施政方針の説明を終わります。

《日程第5、議案第3号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について及び日程第6、議案第4号 令和7年度 京丹波町立放課後児童クラブのびのび2組新築工事請負契約の変更について》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第5、議案第3号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について及び日程第6、議案第4号 令和7年度 京丹波町立放課後児童クラブのびのび2組新築工事請負契約の変更についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第3号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、令和8年4月1日からの機構改革に伴う関係条例を改正するものです。

議案第4号 京丹波町立放課後児童クラブのびのび2組新築工事請負契約の変更につきましては、契約履行場所の変更に伴い、変更契約を締結するもので、請負額、工期とも変更はございません。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞご審議賜りまして、議案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。

説明は、日程順にお願いします。

田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） それでは、議案第3号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係

条例の整理に関する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

働き方改革の多様化が進み、社会全体の労働人口が減少していく中で、より横断的な業務推進による相乗効果を増大させるために組織改編を行うものでございます。

概要といたしまして、行政の稼ぐ力の向上と関係人口の創出など、町長直轄の組織を置くことで、よりスピード感を高めて業務に当たる企画経営戦略室の設置、教育・子育て環境の一体感を整え、京丹波方式とも言える行政と一体的な探求型の学びの充実のため、教育委員会部局に認定こども園組織を移行すること、組織において一定の規模を維持することにより、業務の効率化と課内での実行力を高め、一定住民サービスの向上を図るために地域振興課、デジタル広報課、税住民課、総合福祉課に改編するものです。

なお、直接の条例の改正はございませんが、農林振興課内に農業委員会事務局を置き、これも連携強化を図ることとしており、このほか、所掌事務、職務職階の整理を併せて行うものでございます。

それでは、議案書をめくっていただきまして、新旧対照表 1 ページをご確認ください。

第 1 条関係では、部設置条例を組織条例に改め、地方自治法に基づき、部に加え、町長の直轄となる企画経営戦略室を加えるとともに、町長が進める情報の見える化の観点から、各部の主な事務分掌を追記するものです。

3 ページ、第 2 条関係、行政改革推進委員会設置条例では、現状に合わせて所管課の変更を行うほか、4 ページ、職員定数条例では、こども園の移行に合わせて部局定数の変更を行うものです。

新旧対照表 5 ページ、第 4 条関係、職員の給与に関する条例では改編に伴い、5 級以上の級別職務分類表の整理を行うほか、6 ページから 7 ページにかけて、管理職手当に関する条例では、室・課の改編に伴う職名の整理を行うものです。

最後に、8 ページ、子ども・子育て審議会の設置に関する条例では所管する課名を改正することとしております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 3 号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 議案第 4 号 令和 7 年度 京丹波町立放課後児童クラブのびのび 2 組新築工事請負契約の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

今回、契約履行場所の変更をお願いします主な要因としまして、建築工事に伴う諸手続の中で、当初建築場所として瑞穂小学校敷地内の橋爪地内としていた契約履行場所について、

建物の主要な地番を設置位置とすることで大朴地内への変更が必要となったことによるものです。

なお、工事内容等に変更はなく、本年3月末をもって建物本体工事は完了する予定です。

説明資料としまして工事請負契約の新旧対照表を、資料1に工事請負契約の変更概要を、資料2といたしまして放課後児童クラブのびのび2組の位置図及び所在地を添付しておりますので、ご確認ください。

なお、工事概要等につきましては、先日の全員協議会などで説明してきましたとおりでございます。

以上、議案第4号についての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第3号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎眞宏君。

○5番（山崎眞宏君） 4点お伺いいたします。

まず、1点目です。

今回の機構改革は単なる組織編成ではなく、町政運営の在り方そのものを変える大きな転換だと受け止めております。町長ご自身はこの改革によって何を一番変えたいのか。住民にどのような成果を実感してもらうことを最終目標とされているのかお伺いいたします。

2点目です。

企画経営戦略室の位置づけについてです。町長直轄の企画経営戦略室は、全庁横断の司令塔となる重要な組織だと考えます。一方で、権限集中やブラックボックス化するのではないかと懸念点もあります。この企画経営戦略室は指示命令機関なのか。調整支援機関なのか。どのような性格の組織として運営されるのか。また、その透明性をどのように担保されるのかお伺いいたします。

3点目です。

支所の在り方、将来像についてお伺いいたします。本庁集約の方向性が示されているように見えますが、支所は地域住民にとって最後のとりで、よりどころでもあります。将来的に支所機能を縮小、統廃合する考えはないのか。支所は今後どのような役割の拠点として位置づけていくのか。そのビジョンをお伺いいたします。

4点目です。

人員・職員負担について、所属長が31名から24名に減少しますが、1人当たりの業務量増加や時間外勤務増加の試算はあるのか。また、働き方改革との整合性をどう確保されるのか。

この4点について、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 最初のご質問をいただきました、町長直轄組織をつくるということは、かねてから私は考えておりました、先ほども施政方針の中で述べさせていただきましたが、近年は地方創生ということも相まって、選ばれる自治体、そして、私はずっと思ってるんですけども、熾烈な自治体間競争に今あるとっております。人口が全般的に縮小する中で、一層魅力を増し、そして選ばれる自治体になるためには、町長が意図するところを速やかに企画し実施する。そういった組織化が私は非常に大事だろうと思う中で、今回、直轄組織をつくって、施策を早期に速やかに実施する体制を整えてまいりたいという思いでございます。

それから、組織そのものが指示機関なのか、調整機関なのかというお尋ねでございますけれども、私はそういう色分けというのはあまりしたくないとっております。確かに、町長直轄でありますから、私から直接に指示する場合もたくさんあるかと思えますし、また、そこが官房的機能を持って横断的に調整するという機能を持ち合わせることも事実であります。やはりそうしたところを総合的に速やかに実施する機関として位置づけておりますから、特に指示命令機関であるとか調整機関であるといった色づけをすることは考えていないということでございます。

また、支所のことでありますけれども、今回、支所長は課長補佐級ということにさせていただきました。もちろん支所というのは、非常に私は住民の皆様方に直結する行政の窓口として極めて重要な機能を持つところであろうという考え方には変わりございません。だから機能的には従前と変わらないものがございます。

今後のこと、縮小とか統合というお尋ねがございましたけれども、現在のところ、そういったことは視野には入れてないということでございます。

私からは以上のようなことで、あと、詳細、補助する分があれば、担当課長から答弁をさせます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 最後のご質問でございます。

所属長が31名から24名に減少するというところでございまして、数値化したものがある

のかということですが、明確に数値化したものはございませんけども、今年度、令和7年4月と、それから合併当初に当たります平成17年4月1日のそれぞれの人口比率で考えますと、職員1人当たりが職務する人口比率というものは減少しております、その減少率から換算した職員数というのは260人ということになってございます。したがって、現状の職員数、265人今在籍しておりますが、それとの大きな乖離はないというふうに考えております。今後、全国的に労働人口が減少していくということは明確でありまして、これにつきましては働き方改革、いわゆるワークライフバランスの確保が適切な人材確保につながっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎裕二君。

○6番（山崎裕二君） 今回、総合福祉課に放課後児童クラブ等が移動する。そして、学校教育課にこども園係が設置されるということですが、今まで行った箇所と行くところが違うというふうに今のままではなるかと思うんですが、教育委員会を本庁に移転するとかそういった話が以前から出ていたと思うんですが、そういったことはどういう扱いになっているのかお示してください。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 今回の行政組織の改革におきましては、そういった議論までは至っていないということございまして、議員のご意見として伺っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○8番（東まさ子君） 施政方針の中で、「働き方の多様化や労働人口の減少などを踏まえ、一定の組織規模を維持しながら、より横断的な業務推進やスピード感を持って様々な課題解決に取り組むため、行政組織の改編を行うこととしました。これにより、さらに効率的で効果的な行財政運営を進めてまいります」とされておりますけれども、令和4年に部を設置されて、これまで4年間、実施されてきてどうであったのか。それが1点であります。

また、「役場そのものは、町民のために働く組織でなければなりません」としてありますが、自治体の役割について伺いをいたします。

それから、令和7年4月1日の職員配置では総務部に税務課は設定されており、住民課は健康福祉部になっておりました。こうした部の位置づけが違う税務課と住民課を統合して税住民課とされた理由について、お聞きをいたします。

また、組織機構図で見ますと、支所が地域振興課へ移行することになっていること。それからまた、会計管理者の位置づけについても、支所長、会計管理者というのは、今後、議会に参加されることについてはどうなるのかお聞きをいたします。

それからまた、第4条関係の京丹波町職員の給与に関する条例では、支所長と会計管理者の業務につきましては6級から5級にしておりますけれども、この理由についてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 組織の改編の中で、まず最初に、私、町長に就任させていただいたときに部を設置させていただきました。その部についてはどのような効果があったかといったようなお尋ねだったと思うんですけれども、非常に責任性が明確になったと私は思っております。まとまりが出てきたと思っております。住民の皆様方にとっても、この部というのは非常に分かりやすい形になってきたのではないかなと私は思っておりますし、住民の皆様方の要望につきましても、部長を先頭にしっかりと対応ができるようになったと私は思っております。非常に職員自体も帰属意識がはっきりいたしまして、仕事自体が責任ある業務を遂行できるようになったと私は考えております。

それから、自治体の役割ということでございますが、市町村制が敷かれて、私たちの町は町という体制機構をつくっておるわけでございます。自治体というのは町民に寄り添った組織でなければならないことはもちろんでございますが、地域の経営体でもあるわけでありまして、ですから、住民福祉の向上と地域の活力の醸成、経営をしっかりとやる。そういったことから、自治体には大切な役割として要請がされているだろうと思うときに、本町につきましては、地域の資源を使った食の町、あるいは健康のまちづくり事業、そしてふれあいの町、そういったことを経営方針に掲げまして、現在も積極的に態勢を整えているわけでございます。そうしたことが功を奏して、最近では非常に活力が出てきたと私は思っておりますし、そうしたことが住民の皆様方にも理解をされ、一緒になって前を向いて進んでいくことができる。そういう自治体に私はなってきたと自信を持って考えております。

その他詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 3つ目から以降の質問でございますが、先ほど少し補足説明で申し上げたかもしれませんが、将来的な人口減少から来ます、いわゆる適正規模の管理職

数でありましたり、そういったところは類似団体とも比較検討する中で、合併市町村における各支所と各所管との連携方法につきまして、先進事例も実施をしてきたところでございます。その中で、部局が違う税と住民というお話があったと思いますが、これについては部局の違いはありますけども、証明事務等そういったものの一体化でありましたり、窓口業務のワンストップ化というものを目指して規模感を持たすものでございます。

それから、支所長と会計管理者の議会への出席でございますが、これにつきましては、定例の場合は出席をしない方向で今調整をしておりますし、それぞれの答弁につきましては地域振興課長なり、また財政課長等が答弁することになる可能性もあるということでございます。

それから、なぜ補職を変えたかということでございますが、これにつきましては先ほど少し意味申し上げました先進事例の中でも検討させていただいたところでございますが、支所長につきましては、より地域振興課長とのそれぞれの関係性を明確にすること、それから、事務効率を上げるという2つの観点でございます。それから、会計管理者につきましては、いわゆる町長の補助機関として、自治法上、会計管理者を置かなければならないということになっております。管理職級として位置づけることには変わりございませんので、そういったところも含めて今回の改編で職階の整理を行ったというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

○議長（梅原好範君） 再開します。

ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○8番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されております議案第3号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

地方自治法第1条には、自治体が住民の福祉の増進を図ることを基本とするという旨がう

たわれております。暮らしや地域経済が低迷している今こそ、自治体は町民の生活、地域経済を守る役割を發揮しなければなりません。そのためには、自治体職員が全体の奉仕者の役割を發揮し、住民サービスを発展させるために業務に安心して専念できる人事行政を行うべきですが、今回の条例改正は組織改編の面におきましても、その立場に立っていないことを指摘し、反対討論といたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

居谷君。

○2番（居谷知範君） ただいま上程されております議案第3号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、賛成の立場から討論を行います。

まず、昨今の社会情勢の変化や住民ニーズの多様化、また、行政組織内においても、働き方の多様化や労働人口の減少も想定される中、現行の組織体制ではこれらの課題への対応が十分とは言えない現状と将来への課題があります。

今回の改編は、業務の効率化はもとより、より横断的な業務の推進と部門間の連携強化を図り、教育・子育て環境や福祉の一体的な改編などにより、住民サービスの質的向上にも寄与するものと考えます。

同時に、今回の改編により、限られた人員や厳しい財政の中で、住民福祉の向上に対する効率的かつ効果的な最大限の成果を上げる体制の構築が可能になると確信しております。

さらには、今回の組織改編の目玉である町長直轄組織としての機能を持つ企画経営戦略室の設置につきましては、町長が所信表明においても力強く申し述べられた10年間で1万人の関係人口、ふるさと納税などの拡大による100億円の外部資金獲得、100件の成長プロジェクトの創出を図り、行政の稼ぐ力を向上させることにより、豊かで幸せな自治体として持続可能な町の発展に向けて取り組むための基礎・基盤を整備されたものと捉えております。今申し上げた町長の重点施策の推進や意思決定のスピードアップ、部署横断的な課題の調整や解決、新しく柔軟な発想を取り入れるなど、直轄部局としてのメリットを最大限に生かすことで、現在、本町が抱えている諸課題の解決に果敢にチャレンジしていただけるものと大いに期待しております。

今後も、町民の皆様のご意見を十分に反映しながら、よりよい町政運営を目指していただくこと、そして、特定の職員に過度な負担がかからないようご配慮をお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

山崎眞宏君。

○5番（山崎眞宏君） ただいま上程となっております議案第3号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

本町を取り巻く環境は、人口減少、労働力不足、財政制約の高まり、さらにはデジタル化の進展など大きな転換期を迎えております。こうした状況の中で、従来どおりの縦割り型組織のまま行政運営を続けることには、限界があることもまた事実であります。住民サービスを将来にわたって安定的に提供し続けるためには、組織の在り方そのものを時代に合わせて見直し、より効率的で機動的な体制へと改めていくことは避けて通れない課題であります。

今回の改編では、町長直轄の企画経営戦略室の設置による横断的な政策推進、証明業務等の一元化、子育てと教育の一体的な支援体制の構築、情報発信機能の集約、さらには、役職員数の見直しによる行財政運営の効率化など、限られた人員と財源の中で最大の効果を生み出すための具体的な取組が示されております。これらは単なる配置変更ではなく、行政運営の質を高めるための合理的な再構築であり、将来を見据えた現実的な判断であると受け止めております。もちろん、組織改編は実施して終わりではなく、運用の中で検証と改善が何より重要であります。だからこそ、まず一步を踏み出す決断が必要であります。

町長2期目の節目に当たり、この改革に着手されたことは、本町の持続可能な行政運営に向けた前向きな取組として評価するものであります。

議会としても、建設的な議論と継続的な検証を通じて、この改編が真に町民福祉の向上につながるよう共に責任を果たしていくことを申し添え、本議案についての賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

議案第3号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第4号 令和7年度 京丹波町立放課後児童クラブのびのび2組新築工事請負契約の変更についての質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべて質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべて討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

議案第4号 令和7年度京丹波町立放課後児童クラブのびのび2組新築工事請負契約の変更についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は10時45分とします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長(梅原好範君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

《日程第7、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について～日程第38、議案第34号 令和8年度京丹波町下水道事業会計予算》

○議長(梅原好範君) お諮りします。

ただいまから上程になります、日程第7、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第38、議案第34号 令和8年度京丹波町下水道事業会計予算につきましては、本日は、提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は、後日の日程としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

これより、日程第7、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第38、議案第34号 令和8年度京丹波町下水道事業会計予算を一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 引き続き提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

諮問第1号につきましては、令和8年6月末をもって1期目の任期が満了となります山田初美委員を再推薦したいので、議会の意見を伺うものであります。

諮問第2号につきましては、堀川好委員の任期が、令和8年6月末をもって満了となります。堀川委員は、4期12年という長きにわたり活躍いただいておりますが、今回を区切りとして退任のご意向であります。後任に乾正氏を推薦することについて、議会の意見を伺うものであります。

乾氏は、豊富な経験を生かし、人権啓発や人権相談など積極的に活動いただけていると思っております。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第5号 京丹波町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備等に関する基準を定めるため、条例を制定するものです。

議案第6号 京丹波町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、乳児等通園支援事業を運営するために必要な基準を定めるため、条例を制定するものです。

議案第7号 京丹波町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町立認定こども園で乳児等通園支援事業を実施するため、所要の改正を行うものです。

議案第8号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町立認定こども園で実施する乳児等通園支援事業の利用額を定めるため、所要の改正を行うものです。

議案第9号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関して意見を聞く必要があるため、所要の改正を行うものです。

議案第10号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の制定につきましては、助成の対象年齢を拡充するため、現条例の整理を行うものです。

議案第11号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額を創設するた

め、所要の改正を行うものです。

議案第12号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、病院及び診療所における個室使用料及び手数料を昨今の人件費や物件費の上昇に合わせて改正するものです。

議案第13号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第14号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第15号 令和7年度 道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備工事請負契約の変更につきましては、工事内容の変更により、4,199万8,000円を増額し、工期を令和8年6月30日まで延長する変更契約を締結するものです。

議案第16号 令和7年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線（第2-5工区）開設工事請負契約の変更につきましては、工事内容の変更により、478万9,400円を増額し、工期を令和8年6月30日まで延長する変更契約を締結するものです。

続きまして、議案第17号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、瑞穂マスターズハウス及び瑞穂マスターズ農園の指定管理期間が令和8年3月31日で満了することに伴い、同施設の指定管理者を指定するものです。

議案第18号 京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画の策定につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和12年度までの計画を定めるものです。

次に、議案第19号 令和8年度京丹波町一般会計予算から議案第34号 令和8年度京丹波町下水道事業会計予算につきまして、一括してご説明申し上げます。

一般会計予算の総額は、119億2,000万円となり、前年度当初予算に比べマイナス9.8%、13億円の減額となりました。公営企業会計を含む特別会計全体では、93億9,520万1,000円となり、前年度当初予算に比べマイナス2.5%、2億4,049万8,000円の減額となりました。

全会計の総額は、213億1,520万1,000円となり、前年度当初予算に比べマイナス6.7%、15億4,049万8,000円の減額となりました。

それでは、一般会計の歳出から特徴的なものについてご説明いたします。

総務費では、一般管理費のふるさと応援寄附金事業に5億1,314万円を計上し、本町

の豊かな食のPRと地域振興を図るため、返礼品と地場産品や事業者の掘り起こしを行い、さらなる寄附金の増額を目指します。

企画費では、フードバレー構想の推進に必要な経費としてフードバレー推進事業に1,916万円を計上しております。令和8年度につきましては、令和6年度に開始した「フードバレー推進モデル事業費補助金」を継続し、事業者間連携による商品開発等に取り組むとともに、大学連携等によるブランディング等に取り組み、京丹波町の食の魅力を高めてまいります。将来の担い手育成を目的に、令和7年4月に開設しました「フードバレー農場」につきましては、令和8年度は3名体制で運営することを目指し、町内の農業者の方々とも連携する中で、着実に取り組んでまいります。

次に、民生費の児童福祉費では、出生から18歳までの自己負担分を助成する医療費助成に総額2,436万円を計上しております。

子育て支援一般経費では、ファミリー・サポート・センター事業委託料に559万円を、子育て応援助成事業として子育て世帯の住宅リフォーム支援事業補助金に100万円を、小中学校入学時と中学校卒業時に祝金として支給する、すこやか子育て支援金に1,060万円を計上しております。

次に、衛生費の保健事業費では、母子保健のDXに対応するため電子母子手帳アプリの導入に59万円、不妊治療給付事業、妊産婦健康診査事業、妊娠出産包括支援事業や子どもの健やかな成長のための乳幼児健診、初回産科受診料の助成など母子保健事業に822万円を計上しております。

また、予防費の予防接種事業に4,096万円を計上し、予防接種による感染症予防に努めてまいります。定期予防接種においては、妊娠中の方を対象に新生児及び乳児におけるRSウイルス感染症予防の定期接種を新たに加え、高齢者を対象に帯状疱疹ワクチン、新型コロナワクチン及び高齢者インフルエンザワクチンについても、引き続き重症化予防を目的に、希望者に接種の機会を設けてまいります。

次に、農林水産業費では、農業振興費の有害鳥獣対策事業において、従来の捕獲や被害防止の駆除対策経費に加え、効果的な鳥獣被害対策のおりやフェンスといった侵入防止対策補助及び改正鳥獣保護管理法に基づく「緊急銃猟制度」を円滑に運用するための経費など8,331万円を計上しております。

農村情報施設管理費では、自主放送施設の管理及び民営化推進に係る経費に総額で6,945万円を計上しております。自主放送番組の制作及び放映を継続する中、自主放送システムに町お知らせ文書等をAIにより自動生成する機能を新たに追加します。これにより町お

知らせ文書等を一元的に発信する仕組みを構築し、さらに町民の皆さんに分かりやすい情報発信へ向けた取組を進めてまいります。

林業振興費では、分収造林契約地の立木状況や資産価値の再評価に係る費用、森林所有者の確実な再造林を促進していくための支援や、京都府豊かな森を育てる府民税を活用し、地域住民等による災害防止を目的とした竹林や里山林等の整備支援等を実施し、森林所有者の負担軽減を目指すとともに、持続可能な森林経営の促進、及び防災・環境保全を図るため、林業振興対策事業に3,518万円を計上しております。

次に、商工費の観光費では、特産館「和」管理運営事業として、令和8年度からの指定管理者による施設の維持管理運営を行うとともに、25年余りが経過している特産館屋根防水改修や外壁補修などに4,392万円を計上しております。

また、道の駅「京丹波 味夢の里」については、開設10年が経過することから、電動シャッターの更新や館内空調設備の一部更新など、管理運営事業に4,305万円を計上し、引き続き施設の適切な運營業務の確認を行ってまいります。

次に、土木費、道路新設改良費の道路新設改良事業では、継続事業である蒲生野中央線、井壁谷線などの道路改良等に5路線、排水路（調整池）など治水対策に2か所、その他橋梁や舗装の補修・点検による長寿命化対策に2億6,268万円を計上し、事業に取り組んでまいります。

都市計画費では、都市計画一般事業として1,291万円を計上し、都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定に取り組んでまいります。

さらに、都市緑化フェア推進事業では、都市緑化フェア実行委員会負担金のほか、フェア関連イベントやフェア会期間中におけるコア拠点の管理運営など、2,691万円を計上しています。

次に、消防費では、消防施設費の消防施設整備事業として、下山グリーンハイツ消防詰所の移転建築工事に3,201万円を計上するとともに、防災費の移動系防災行政無線維持管理事業として、移動系防災行政無線基本設計業務に365万円を計上し、さらなる地域防災力の向上や住民の皆様の安心・安全の確保を図ってまいります。

次に、教育費では、情報化推進費の学校教育情報化機器整備事業において、個別最適な学びの充実に向けた児童生徒1人1台の端末機器の購入に7,547万円を、第2期GIGAスクール構想端末機器導入に係る各種設定委託料として479万円を、また、国のセキュリティーポリシーの改定が進む中、本町の教育情報セキュリティーポリシーの見直しに係る策定支援業務委託料として406万円を計上し、ICT教育環境の充実を推進してまいります。

学校給食費の学校給食事業では、「食の町・京丹波」ならではの学校給食創造事業として、より安全安心な学校給食の提供を目指し、町内産特別栽培米での給食提供をはじめ、地元産の食材の活用を進めることとし、賄材料費に5,500万円を、特別栽培米プロジェクト支援金として122万円を計上しております。

また、歳入では、町税につきまして、令和7年度の賦課資料及び決算見込等を基に過大見積りにならないよう算定を行い、総額で17億1,973万円を見込んでいます。

普通交付税につきましては、国が示します地方財政計画等を基に推計を行い、令和7年度と比べ3,000万円増額の45億3,000万円を見込んだところであります。

ふるさと応援寄附金につきましては、ふるさと産品や受付窓口の充実、さらに適時適切な広告宣伝により5億円を見込んでおります。

今後とも、さらなる寄附金の増額による財源確保に努めてまいります。

以上、一般会計予算の説明とさせていただきます、引き続き特別会計につきましてご説明申し上げます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、17億8,245万円を計上しております。

歳入では、国民健康保険税において、令和8年度から施行される子ども・子育て支援金分が新設されることに伴い増額を見込んでおります。

歳出では、被保険者が毎年減少する中で、依然として国民健康保険事業費納付金が高い水準となる状況が続いております。その結果、多額の財源不足が生じ、その対応として税率改定の議論が必要な状況となってきましたが、被保険者等の税負担を考慮し、新規の子ども・子育て支援金分を除き、税率は据え置き、財政調整基金を活用して予算を編成したところであります。

このような中で、引き続き、第3期データヘルス計画に基づく保健事業の推進により、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るとともに、収納率向上による給付と負担の公平性の確保を図り、安定した事業運営に努めます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、3億3,753万7,000円を計上しております。

本会計は、京都府後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料を徴収し、広域連合に納付する収支となっています。

令和8年度においても、高齢者の疾病予防や重症化予防の取組を推進し、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ってまいります。

介護保険事業特別会計事業勘定では20億1,561万4,000円を計上しております。
計画期間の最終年度となる「第9期介護保険事業計画」を基本に、直近のサービス利用状況を踏まえ、予算計上しております。

高齢者の皆様が、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域での暮らしが営めるよう事業の円滑な推進と健全経営に努めるとともに、「第10期介護保険事業計画等」の策定に向けた取組を進めてまいります。また、地域包括支援センターを中心に、介護予防の取組を推進し、関係機関と連携を図り、地域の資源も活用しながら、多様なサービスの提供に努めてまいります。

サービス事業勘定では、373万4,000円を計上しております。要支援者等への介護予防支援計画の作成を主なものとして、事業を推進してまいります。

老人保健施設サービス勘定につきましては、1億6,356万2,000円を計上し、施設の運営、入所サービス等の提供を行い、在宅復帰や在宅療養の支援など包括的なケアに取り組んでまいります。

町営バス運行事業特別会計につきましては、1億7,048万4,000円を計上しております。

令和8年度は、29人乗りの小型バス1台の車両更新を予定しております。住民の皆様の日常生活を支える通学バス及び地域公共交通として、安全運行に努めるとともに、引き続き利便性の向上を図ってまいります。

国保京丹波町病院事業会計につきましては、3条予算の収益的収入及び支出に11億6,162万5,000円を計上しております。

また、4条予算の資本的収入に5,034万8,000円を、資本的支出に1億330万8,000円を計上しております。

これらの資本的収入において不足する額5,296万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填してまいります。

厳しい経営環境は変わりませんが、自治体病院としての使命をしっかりと果たすため、関係機関との連携や地域包括ケア病床の有効活用など、地域包括ケアシステムの推進に努めながら、経営の健全化を図り、地域医療に取り組んでまいります。

水道事業会計につきましては、3条予算の収益的収入において、水道料金や一般会計からの補助金等により11億3,240万3,000円を、収益的支出では、人件費ほか各種施設の維持管理経費や減価償却費、企業債利息償還金など11億2,723万8,000円をそれぞれ計上しております。

また、4条予算の資本的収入では、水道事業債の発行や一般会計からの補助金及び出資金など7億5,886万円を、資本的支出では、建設改良業務に係る人件費のほか、管路の更新に係る建設改良費、また、畑川ダム負担金や企業債元金償還金など総額9億7,700万1,000円を計上しております。

なお、資本的収支において不足する額、2億1,814万1,000円につきましては、損益勘定留保資金等で補填することとし、水道施設の適正な維持管理による、安全で安心な水道水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業会計につきましては、3条予算の収益的収入において、下水道使用料や一般会計からの補助金等により8億4,949万8,000円を、収益的支出では、人件費ほか各種施設の維持管理経費や減価償却費、企業債利息償還金など8億6,973万5,000円をそれぞれ計上しております。

また、4条予算の資本的収入では、下水道事業債の発行や一般会計からの出資金など5億325万9,000円を、資本的支出では、建設改良業務に係る人件費のほか設備更新に係る建設改良費、また、企業債元金償還金など総額6億4,949万3,000円をそれぞれ計上しております。

なお、資本的収支において不足する額1億4,623万4,000円につきましては、損益勘定留保資金等で補填することとし、安定したサービスを持続的に提供するため、予防的な維持管理や処理場の機能強化を実施するなど、適切な施設管理に努めてまいります。

このほか、土地取得特別会計につきましては、基金利子等の積立て30万6,000円を計上したものであり、育英資金給付事業特別会計につきましては、育英基金の目的に沿う適正な給付に留意し、535万7,000円を計上しております。

須知、高原、桧山、梅田、三ノ宮、質美の各財産区特別会計につきましては、財産の管理及び住民団体への助成を中心として編成したものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、令和7年度の補正予算につきましては、後日追加提案させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。説明は、日程順にお願いします。

大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） それでは、諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、補足説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市町村長がその候補者について議会の意見を聞いて推薦し、法務大臣が委嘱することとなっております。

任期は3年であります。

現在、京丹波町では11人の人権擁護委員さんに活躍いただいております。

諮問の内容は、町長からの提案理由説明のとおりであります。

また、略歴等は資料に記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、諮問第1号及び諮問第2号の補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅原好範君） 保田子育て支援課長。

○子育て支援課長（保田利和君） それでは、議案第5号 京丹波町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

まず初めに、今回提案しております議案第5号から議案第9号までの5つの議案につきましては、いずれも令和8年4月1日から全国の市町村で実施されます乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」の開始に伴い、新規条例の制定及び既存の条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、乳児等通園支援事業の概要について説明いたします。

議案書と併せてお配りしております参考資料で、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）についてというカラー刷りの資料をご覧ください。

1の制度の概要でございますが、4行目から、この制度は、0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付で、令和8年4月から全国の市町村で実施されることとなっております。

従来ですと、保育所でありますとか認定こども園、それから幼稚園を利用するためには、保護者の就労など保育の必要性がある、もしくは満3歳以上であるという条件を満たしている必要がありましたが、この事業はこれらの条件を満たせず保育所等利用できなかった子どもを対象に、保育所等に通わせることができる事業となっております。

なお、本町においては、全ての認定こども園3か所で実施することとしております。

次に、制度の意義でございますが、在宅で子育てをする世帯の子どもも、家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会が得られることや、孤独感や不安感を抱える保護者の負担軽減につながることで、また、自治体としては支援が必要な家庭の把握にもつながるとされているところでございます。

次に、2ページの3、制度の内容でございますが左側の欄が国が定める制度内容で、それに対して本町がどのように実施するかにつきましては、右側の欄に記載しております。特に本町独自の設定内容につきましては、対象となる子どもの年齢でございますが、国の制度ではゼロ歳6か月から満3歳未満の年齢の範囲内で定めるということにされておりますが、本町においてはゼロ歳6か月からではなく、認定こども園の受入れ年齢と同様にゼロ歳10か月からとしております。

次に、2ページの中段からの利用するまでの流れのイメージでございますが、まず最初に、利用者は、書面で利用申請を行っていただきます。その申請に基づき、審査及び認定を行いますが、ここからの手続は、こども家庭庁が運用する「こども誰でも通園制度総合支援システム」を利用することとなります。認定した保護者に対しては、システムにログインするためのIDを付与いたします。保護者はそのIDによりシステムにログインし、利用したいこども園を選んだ上、そのこども園と事前面談をしていただき、こども園は受入れの可否を決定いたします。受入れ可能となりましたら、保護者はシステムで利用したい日時を予約し、利用できることとなります。

以上が乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要でございます。

それでは、改めまして、議案第5号 京丹波町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

引き続き、参考資料の3ページをご覧ください。

乳児等通園支援事業につきましては、児童福祉法において市町村による認可事業として位置づけられたことから、乳児等通園支援事業者が遵守しなければならない設備及び運営の基準について、市町村が条例で定めなければならないこととされており、市町村が当該条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して条例を定めるものとされています。本町においては、特別な事情等がないことから、国が定める基準のとおり規定することとしております。

それでは、議案書に戻っていただきまして、議案第5号をご覧ください。

乳児等通園支援事業の実施主体は市町村であることから、この条例の基準に適合する事業者に対して本町が認可を行うというものになります。

なお、国や府、それから市町村の公立保育施設、本町のこども園もですが、この条例による認可を受ける必要はなく、本町の3つのこども園においては公立施設でございますので、認可を受ける必要はございませんけれども、今後、民間の保育所等が実施する場合のみ必要となる条例でございます。現在のところ、本町では民間の保育所等はございませんが、条例

については児童福祉法に基づき制定するものでございます。

条例の内容につきましては、乳児等通園支援事業に必要な設備、保育実施に係る面積、従事者や人数等の基準を定めております。

第1章では運営事業者としての基本的な原則の基準、第2章第6条からは安全計画の策定や第9条の職員の一般的条件、第14条の設備の衛生管理、第16条の内部規程を定めること、第18条の秘密保持などを規定しています。第20条からでございますが、乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業に区分されます。この制度には一般型と余裕活用型の2つの方法があり、一般型とは、保育所等における利用定員とは別に本制度用の定員を設定いたしまして、専任職員を配置して児童の受入れを行うものであります。一方の余裕活用型ですが、保育所等における空き定員の枠を利用して受入れを行うものであります。既存のクラスの利用定員内で行うことから、専任職員は配置せず、既存の職員配置で対応するものであります。第21条からは一般型乳児等通園支援事業に係る基準を規定し、一方の余裕活用型乳児等通園支援事業については、第25条からその基準を規定しています。

なお、この条例は公布の日から施行するとしています。

次に、議案第6号 京丹波町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

また戻っていただきまして、参考資料の3ページをご覧ください。

(2)の議案第6号の条例の制定についてでございますけれども、子ども・子育て支援法の改正に伴い、こども誰でも通園制度に対応した給付制度として乳児等のための支援給付が創設され、令和8年4月1日から実施されるため、本条例を制定するものでございます。乳児等のための支援給付の対象となる事業者は、先ほどの条例に基づく認可基準を満たすことを前提としながら、この条例は給付費の対象となるために満たすべき基準となります。

それでは、議案書の議案第6号をご覧ください。

この条例につきましては、子ども・子育て支援法に基づき本町が給付する事業者として適格かどうかの基準を定めるもので、この条例も国が定める基準のとおり規定することとしております。

この条例における特定とは、自治体が定める基準を満たしているとして本町から確認を受け、公的な給付である乳児等のための支援給付の対象となる事業であることを意味しております。

条例の内容ですが、第2条では一般原則を規定し、第3条では利用定員に関する基準で、

1時間当たりや一月当たりの利用定員を定める規定を、また、第2節の第4条からは運営に関する基準について規定しております。第4条では保護者との面談に係ること、第9条では子どもとその保護者の心身の状況を把握すること、第10条では特定教育・保育施設との連携を図ること、第12条では費用の額の受領に関すること、第19条では運営規程を定めること、その他地域との連携など、特定乳児等通園支援事業としての事業を行う場合に、その運営に関して遵守すべき基準を定めるものでございます。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行するとしています。

次に、議案第7号 京丹波町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

議案書の新旧対照表をご覧ください。

第3条第5号として、新たに乳幼児等通園支援事業を加えるものでございます。令和8年4月から本町の認定こども園において本事業を実施するために改正を行うものでございます。

次に、議案第8号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

議案書の新旧対照表をご覧ください。

令和8年4月から本町の認定こども園において乳児等通園支援事業を開始することから、第2条では定義規定に、乳児等通園支援事業に係る用語の意義について加えるものでございます。

第8条では、本事業の利用料に係る規定を新たに加えるもので、同事業の利用料は、児童1人1時間当たり300円としております。

再びすみませんが、参考資料の4ページをご覧ください。

一番下の図示しているところでございますが、乳児等のための支援給付の支給に要する費用と利用料の考え方をご覧ください。

利用料は、制度に要する費用から給付費の額を差し引いた範囲内の額で設定することが可能となっております。本町では、国が示す利用料標準額として、子ども1人1時間当たり300円と同額としております。

次に、議案第9号 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

議案第9号の議案書の新旧対照表をご覧ください。

審議会の所掌事務として、第2条第5号に、特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関するものを加えるものでございます。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通

園支援の利用定員の設定に関して意見を聞かなければならないとされたことから、一部改正を行うものでございます。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行するとしています。

以上、5つの議案について補足説明を申し上げましたが、本制度とは別のお子さんを預かる事業として、一時保育事業、あるいはファミリー・サポート・センター事業がありますが、それらの事業との違いについては、一時保育事業やファミサポの事業は、保護者の立場からの必要性に対応するもので、具体的には保護者の通院、冠婚葬祭や育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減、いわゆるリフレッシュなど一時的に保育を必要とする児童に対して行われるものでございます。

一方、こども誰でも通園制度は、保護者のために預かるものではなく、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、子どもが成長していくよう子どもの育ちを応援するものでございます。

このように保護者のために行うのが一時保育事業などで、子どものために行うのがこども誰でも通園制度という形になっております。

なお、令和8年4月からの開始に向けて今後の予定でございますが、広報等の周知を図るとともに、特に対象児童が子育て支援センターを利用されている児童と対象は同じであることから、今後、こども園と子育て支援センターがさらに連携を深めて、本事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） それでは、議案第10号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の制定について、補足説明を申し上げます。

現行の京丹波町すこやか子育て医療費助成条例では、出生の日から中学生までの幼児及び児童の医療費を、また、京丹波町高校生等医療費助成条例では、満15歳に達する日以後、最初の4月1日から満18歳に達する日以後、最初の3月31日までの者の医療費について、それぞれの条例に基づき助成を行っております。

高校生等医療費助成条例では、すこやか子育て医療費助成条例と異なり、受給者証を交付せず、一旦、医療機関で自己負担額をお支払いいただき、申請に基づき、医療費の助成を行う現金給付の方法を採用しています。近年、高校生等の医療費助成を現金給付から現物給付にする自治体等が増え、システム改修や医療機関への周知がしやすくなったこと等を踏まえ、

総合的に検討を行いました結果、対象年齢を出生児から18歳までとし、切れ目なく助成を行うことで、より一層の子育て世帯の負担軽減に努めることとし、すこやか子育て医療費助成条例の全部改正を行うこととしたものでございます。

基本的には、現行条例を基に対象年齢を18歳まで引き上げ、高校生等をすこやか子育て医療費助成条例の対象とすること。この改正に伴い、後ほど説明させていただきますが、附則において、現行の高校生等医療費助成条例を廃止するものであります。

それでは、条例の条文等について、主立った部分について説明をさせていただきます。

第3条では、対象者として児童または高校生等の保護者等とすること、同条第2項では、他の制度等による医療費の助成等を受ける場合は対象としない旨を規定し、また、現行の高校生等医療費助成条例では、就労により医療保険各法の被保険者または組合員であるものや、婚姻をしている者は制度の対象としておりませんでした。改正後は対象とすることとし、第3項において、保護者等ではなく当該高校生等を対象者とすることを規定するものです。

第5条では、第1項で受給者証の交付、第2項では、京都府内の保険医療機関等で医療を受ける場合に受給者証を提示しなければならないことを規定しています。ただし、マイナ保険証やスマートフォンをマイナ保険証として利用する場合で、オンラインによる受給資格等の確認を受けた場合は、受給者証を提示しなくてもよい旨を規定しています。

第6条では、助成する医療費の範囲及び給付の方法について規定しています。第2項及び第3項では、医療を受けた場合に対象者が負担すべき一部負担金を、対象者に代わり町が支払う現物給付について規定しています。

次に、附則についてでございますが、まず、第1項では、施行日は令和8年4月1日としております。ただし、高校生等に係る医療費の助成については、受給者証を交付し、現物給付とする方法に変更するに当たり、関係機関への届出や調整及び関連システム改修等に一定の期間を要することから、条例第3条の対象者で、第1項第2号及び第3項の高校生等に係る規定については、本年10月1日の施行とすることを規定しております。これに伴い、同日の10月1日を施行日として、附則第2項において、京丹波町高校生等医療費助成条例を廃止することを規定しております。

次に、附則第3項については、現行の高校生等医療費助成条例及び同施行規則の医療費の請求及び支給に関する規定において、保険医療機関等において診療を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して1年以内に行わなければならないとしており、この条例が廃止されるまでの間、医療機関を受診された場合、最大で令和9年9月30日まで申請することができる旨を規定しております。

次に、附則第4項では、今回、本条例を全部改正することにより新たな条例番号となるため、京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例において、本条例を引用する部分について条例番号を改めるものでございます。

続きまして、附則第5項では、附則第1項で説明いたしました高校生等に係る部分の施行日を令和8年10月1日としておりますが、先ほど申し上げました高校生等を対象とするに当たり、必要な準備行為について10月1日以前から行うことができる旨を規定しております。

以上、議案第10号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、こども未来戦略の加速化プランにおける少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料に合わせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度が令和8年度から創設されるに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。

まず、第2条第1項第1号及び第4号では、課税額に子ども・子育て支援納付金を追加するものでございます。

続きまして、2ページの第2条第5項では、子ども・子育て支援納付金課税額に所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に18歳以上被保険者均等割額を加算した額とすることを規定しております。

なお、今後の京都府内の保険料統一においては、3方式に統一される予定でもあることを考慮いたしまして、子ども・子育て支援納付金の算定に当たっては、所得割、均等割及び平等割の3方式とし、資産割は算定しておりません。

続きまして、第3条は、第2条第5項において、地方税法の法律番号や略称を規定することから、略称規定で表記しております。

3ページをお願いいたします。

第9条の4では、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額として100分の0.27を乗じて算定することを、第9条の5では、被保険者均等割額を被保険者1人当たり1,200円とすることを規定しております。

第9条の6では、18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上の被保険者1人当たり100円とするものであります。

第9条の7では、世帯別平等割額を世帯の区分に応じて、800円、400円、600円とそれぞれ規定しております。

3ページ下段からの附則についてでございますが、附則第5項、第6項、そして、第8項から第15項までの規定中に、第9条の4、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の規定を追加するものでございます。

なお、課税限度額及び軽減判定所得等に関する規定につきましては、例年同様、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布を待って専決処分をさせていただきたく、準備を進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、議案第11号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） 議案第12号 京丹波町国民健康保険病院及び診療所使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例におきましては、町立医療施設の使用料及び手数料を定めておりますが、条例制定から20年を経過し、価格設定等が実情と合っていないこと、また、昨今の人件費や物件費が上昇していることなどから、京都府内の公立病院や近隣病院の価格を参考に、今回見直しを行うものでございます。

議案書をおめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。

まず、第3条の手数料でございますが、記載の表のとおり改めるもので、診断書については、記載内容等により、標準的なものから相当複雑なものまでの3つの区分に、証明書については、簡単なものから相当複雑なものまでの4つの区分に設定するほか、再発行、原本証明という項目を定めるもので、料金については記載のとおりでございます。

なお、死亡診断書、死体検案書、自賠責保険明細書及び診断書、鉄砲刀剣類等持許可申請診断書については変更はございません。

次に、別表（第2条関係）の（1）病室使用料につきましては、入院患者様が個室を利用される場合の1日当たりの使用料を3,850円から4,950円に改定を行うものでございます。

条例の施行日につきましては、一定の周知期間の確保と診療報酬改定の時期に合わせて令和8年6月1日としております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 議案第13号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

本条例改正は、令和7年度税制改正によりまして、介護保険料への影響が生じることから、必要な改正を行うものでございます。

令和7年度の税制改正において、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。介護保険料は、3年間の計画期間とする介護保険事業計画の当初の税制に基づき、所得額の分布を基に保険料率が設定されますが、当初意図しなかった制度改正によって、保険料収入の減少や不足につながることはないよう、制度改正の影響を遮断する必要があります。

改正の内容は、1つ目には、条例第2条第1項の規定中、文言の整理を行うものとなっております。

2つ目には、令和8年度の介護保険料の算定に用いる令和7年中の収入において、給与所得が含まれるもののうち、その一部について税制改正によって引き上げられた給与所得控除額を加算して算定する規定を設けます。このことによって、税制改正前の算定に基づく合計所得金額を令和8年度の介護保険料の算定に用いることとなります。

3つ目には、市町村民税の課税・非課税の判定において、先ほど同様、給与所得控除額の引上げによって、令和8年度の市町村民税が非課税となった被保険者について、税制改正前の規定により算定した場合、市町村民税が課税となる被保険者等を課税者とみなし、令和8年度の介護保険料の算定を行う規定を制定するものでございます。

4つ目には、令和7年度と令和8年度の市町村民税が非課税である被保険者等のうち、令和8年度の介護保険料の算定において、先ほど申し上げた本条例の改正によって課税者とみなされることとなった場合において、給与収入の増加額が今回の税制改正による控除額の引上げの範囲内であった場合には、非課税者として算定した保険料まで減免を行う特例減免を規定する内容の制定となります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

1ページから5ページまで、条例第2条第1項本文及び第6号から第15号までの改正は、文言の整理に関する改正となっております。

5ページの中段以降は、附則の制定となります。

8 ページまで、第 15 項から第 18 項までは、令和 7 年度の税制改正で給与所得控除額が引き上げられたことによって、合計所得金額が減少した影響を回避させるため、令和 7 年中の給与収入が 55 万 1,000 円以上 190 万円未満の第 1 号被保険者に関し、給与所得控除額の引上げがなかったものとして算定した額を合計所得金額として、令和 8 年度の介護保険料を算定することとする規定となっております。令和 7 年中の給与収入が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満である場合は第 15 項が、65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満である場合は第 16 項が、161 万 9,000 円以上 190 万円未満である場合は第 17 項が適用されます。

8 ページの最下段から 11 ページの中段まで、第 18 項及び第 19 項については、税制改正の影響で合計所得金額が減少し、令和 8 年度の市町村民税が非課税となり、被保険者の保険料段階の移動が生じることを回避するため、令和 8 年度の介護保険料の算定において、市町村民税を課税者とみなす規定となります。介護保険料の算定においては、被保険者本人と、その被保険者と同じ世帯に属する世帯員の市町村民税の課税状況、課税か非課税かが、保険料段階（保険料額）に大きく影響を及ぼします。税制改正前の給与所得控除額の算定方法を用いて、市町村民税が課税か非課税かの判定を行い、税制改正の影響で非課税となったと認められる場合は、課税者とみなす規定になります。

第 18 項は、被保険者の属する世帯主及び世帯員に関する判定についての規定となります。第 1 号では、基本的な要件として、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれていること、令和 8 年度分の市町村民税の賦課期日 1 月 1 日と介護保険料の賦課期日 4 月 1 日の両方に本町に住所がある者を対象とします。また、第 2 号は、障害者等に該当し、市町村民税が非課税である者、第 3 号は、障害者等以外の者がそれぞれ税制改正の影響で市町村民税が非課税となった場合の要件を定めており、第 1 号に該当し、かつ第 2 号または第 3 号のいずれかの要件に該当する場合に、その者を市町村民税の課税者とみなす規定となっております。

第 19 号は、同じ要件が第 1 号被保険者本人に当てはまる場合、同様に介護保険料の算定上、市町村民税の課税者とみなす規定となっております。

最後に、11 ページ中段から 12 ページまで、第 20 項から第 22 項まで、これまで申し上げました令和 8 年度の介護保険料算定上の特別な取扱いの適用を受ける者のうち、市町村民税が課税されていると見なされたことにより、特別な取扱いの適用がなければ、低い保険料段階となっていた第 1 号被保険者について、保険料の減免を行う内容の規定となっております。

令和 7 年度及び令和 8 年度の市町村民税が非課税である者で、令和 8 年度の介護保険料の

算定上、課税者とみなされた第1号被保険者や、第1号被保険者と同じ世帯に属する世帯主や世帯員が、令和7年度の税制改正による給与所得控除額の引上げの範囲内で、給与収入を増加させたものである場合、市町村民税が非課税となることを考慮して就労調整を行ったことが考えられることから、介護保険料の算定上、特別な取扱いとして、当該者が課税者とみなして算定した保険料と、非課税として算定した保険料の差額を減免することができる規定となっております。

ただし、この減免の要件に該当する場合には、課税と非課税の判定のみを比較することとし、合計所得金額の算出に関する特別な取扱いについてはそのまま適用されます。また、この減免に関しましては、納付義務者の申請を要しない取扱いも可能とされていることから、第22項にその旨を規定しております。

以上、介護保険法施行令の改正及び本条例の改正によりまして、令和8年度の介護保険料算定における令和7年度の税制改正の影響を回避する内容となっております。

なお、本条例の改正内容は、令和8年4月1日から施行することとなっております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 次に、議案第14号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が令和8年4月1日に施行されることから、改正を行うものでございます。

議案書を1枚めくっていただきまして、新旧対照表1ページをご確認ください。

第5条、補償基礎額につきましては、第2項において最低額の引上げを行うもので、1日当たり1万円、また、例外適用として最高額を1日当たり1万5,000円とするものでございます。

あわせて、2ページにかけて、第3項では、令和6年人事院勧告等によりまして、扶養手当の改正に準じまして、親族等における加算額を、子については383円から433円に増額、同項第1号の配偶者につきましては廃止されるものでございます。

2ページ中段の別表の改正では、階級及び勤務年数に応じて、補償基礎額全体において引上げの見直しを行うものでございます。

なお、施行に併せまして適用の経過措置を附則に規定することとしております。

以上、議案第14号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 議案第15号 令和7年度 道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備工事請負契約の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、令和7年6月16日の議会定例会におきまして議決いただきました、令和7年度 道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備工事請負契約の契約金額5億7,750万円を6億1,949万8,000円に増額をお願いするものと、契約期間を議会の議決を得た日から令和8年3月31日までとしていたものを、議会の議決を得た日から令和8年6月30日までと変更するものであります。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表になります。

先ほど申しました契約金額を変更するものでありまして、増額となる金額は4,199万8,000円となり、契約期間は3か月の工期延長となります。契約金額、契約期間以外の契約の相手方、方法、履行場所についての変更はございません。

変更の内容につきましては、このたび、添付をいたしております資料を用いまして説明させていただきたいと存じます。各資料の右上に資料番号を記載しておりますので、ご確認いただきながらお願いを申し上げます。

まず、資料1に今回の変更内容の概要を示しております。1に契約変更額、2に工期変更期間、また、3に変更理由について記載をしております。工期の変更理由についてでございますけれども、従来の低圧受電から高圧受電への切替えに当たりまして、関西電力株式会社との調整の結果、大幅に遅延が発生したことや、建設敷地内の地中に想定していなかった障害物（自然石）が大量に発見されたことなどから、その適正処分に不測の時間を要したこと、さらには、既存棟の内壁下地材の腐食が想定以上であったことから、その改修に時間を要することが判明したことなどがその主な理由となっております。

変更金額及び内容の詳細につきましては、次の資料2についてご説明を申し上げます。

次のページをお願いを申し上げます。

変更契約の内訳として、左から項目、変更理由、工事概要、当初金額、変更金額、差額の順に記載をしております。

まず、項目の1番目でございます。

先ほど工期変更理由でも申し述べましたとおり、地中障害物（自然石）の発生でございます。基礎工事における路盤ほぐし作業中に、当初想定していなかった自然石が大量に発見されました。その撤去作業、仮置き、小割作業、運搬作業及び適正処分について、今回、本工事に追加するものであります。

工事概要としましては、自然石の容量約150立方メートルとなりまして、本件につきま

しては、増額変更の大部分を占める内容となっているところでございます。

続きまして、2番目のアスファルト撤去及び舗装でございます。

変更理由といたしましては、敷地内の既存アスファルト舗装の撤去に当たりまして、通常、舗装厚を5センチと見込んでおったところですが、施工に当たりまして、10センチであることが判明したことによりまして、その撤去数量及び再舗装数量に変更が生じたものでございます。

工事概要としましては、アスファルト舗装5センチから10センチ、舗装面積は1,340平方メートルとなっているところでございます。

続きまして、3番目の既存棟の内壁でございます。

既存棟の改修に当たりまして、当初、確認することができない内壁につきまして、それぞれ確認をしたところ、その下地材が想定以上に劣化が進んでいることが判明したことにより、その改修が必要となることから、今回、本工事に追加するものであります。

工事概要といたしましては、柱、間柱、土台の改修として、壁面面積としては41.25平方メートルとなっているところでございます。

続きまして、4番目の項目、既存棟のトイレでございます。

既存棟の従業員トイレの改修に当たりまして、既存の小便器、大便器、手洗い器を再利用するという計画でございましたけれども、経年劣化によりまして固着化が著しく、これを撤去するときに破損する可能性が非常に高いということが判明したことから、新規の器具を設置することとしたものでございます。

事業概要といたしましては、小便器、大便器、手洗い器が1基ずつとなっているところでございます。

続きまして、5番目の項目、ロゴマークでございます。

このたびの道の駅リニューアル効果を最大限発揮するために、施設サインとなるロゴマークなどのデザイン性を改めて検証したところ、その形状、材質、設置方法を変更することが得策と判断したものであります。

工事概要としましては、ステンレス製の切り文字マークと想定していたところから、1か所はアルミ製切り文字によるロゴと文字の合成といたしまして、もう1か所はアルミ製特殊発光樹脂を材質としたロゴと文字の合成として、内側から照明が当たる方式としたものでございまして、いずれもそのサイズを変更したものでございます。

今回、議案として提出させていただきました工事内容及び設計金額の内訳につきましては、今説明させていただきました内容でございまして、変更請負契約額といたしましては、下か

ら4行目の設計合計金額3,987万円に請負率95.77%を掛け合わせ、1万円以下を切り捨てた額に消費税を加え、4,199万8,000円の増額となっているものでございます。

続いて、変更箇所を示す資料でございます。

資料3-1は、先ほど説明いたしました地中障害物などの位置を示しております。

また、資料3-2は、アスファルトの撤去及び再舗装の場所を示している図でございます。

また、資料3-3は、既存棟の内壁改修の位置とトイレ改修の位置を示しているところでございます。

さらに、資料3-4では、新築棟のロゴマークサインの位置を示しているところでございます。

以上、議案第15号 令和7年度 道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備工事請負契約の変更についての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明の途中ですが、これより暫時休憩に入ります。再開は13時10分とします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時10分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 議案第16号 令和7年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線（第2-5工区）開設工事請負契約の変更についての補足説明を申し上げます。

議案書4枚目、資料2をご覧ください。

林道月ヒラ長老線は、細谷地内林道月ヒラ線の終点を起点とし、仏主地内林道仏主線への取付けを終点とする全延長8,000メートルとして整備している林道でございます。本林道森林整備に利用できる面積としましては262ヘクタールで、そのうち、人工林面積は127ヘクタールとなっており、適切な造林・保育・間伐を促進するため、効率的かつ安定的な施業実施ができるよう、基幹的な恒久施設として現在整備しているものでございます。

工事着手は、令和元年度から細谷側を1工区、仏主側を第2工区として、それぞれ起終点から同時に工事を進めており、令和6年度までに細谷側を380メートル、長老側を1,140メートル整備し、合計1,520メートル完成しております。本提案工事と合わせて発注しております今年度の工事分を合わせますと、2,050メートルの完成を目指しており

ます。

本日提案します第2－5工区の工事概要は、延長320メートル、全幅員3メートル、そのうち、車道幅員は2メートルとなっており、主な工事内容は、切土、路盤工、擁壁工、排水構造物工、路面洗掘防止工、木製視線誘導柵などでございます。

また、切土で発生します土につきましては、工事区域内に設けます木材集積場建設に活用しております。

議案書1枚戻っていただきまして、資料1の変更概要をご覧ください。

本工事は、共栄建設株式会社、代表取締役 徳岡敏明と、消費税を含む4,951万8,700円で契約し工事を行ってきましたが、下段4の変更内容に記載のように、本線切土で想定しておりました岩質よりも固結度が高い岩盤の出現、そして、第1号木材集積場造成に伴う新たな排水施設の設置が主な変更内容であります。これに伴い、478万9,400円請負契約が増額し、最終請負契約は5,430万8,100円となります。

議案書5枚目、資料3以降、本線及び第1号木材集積場の工事概要図、着色部分の変更を含む施工箇所となっておりますので、ご覧ください。

また、上記の新たな排水施設設置工事施工分に合わせまして、1月及び2月の降雪に見舞われ、工事を中断せざるを得ない期間があり、当初契約の工期、令和8年3月25日までに完成することが困難となり、令和8年6月30日まで工期を延長するものでございます。

以上、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第16号 令和7年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線（第2－5工区）開設工事請負契約の変更について、補足説明とします。ご審議賜りまして、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 続きまして、議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について、補足説明を申し上げたいと思います。

瑞穂マスターズハウス及び瑞穂マスターズ農園は、地域の農産物及び畜産物の加工を行うことや市民農園整備促進法に基づく農園を管理することとして、平成11年4月に開設した施設でございます。特に、本施設は、町内で生産される農林産物の加工による京丹波ブランドの定着と普及を目指すとともに、農園の活用により都市農村交流を図ることを目的としております。

施設の管理につきましては、平成18年9月から指定管理者制度を導入いたしまして、財

団法人瑞穂町農業公社が指定管理者として平成21年度までの約3年間、また、平成21年度から平成25年12月の指定管理者解除までは丹波ワイン株式会社が、その後、平成26年3月まで町で運営した後、第3期指定管理者として平成26年4月から5年、平成31年度から7年間、今年度まで、グリーンランドみずほ株式会社に管理をいただいているところでございます。そして、今年度末をもって指定管理期間満了となることから、京丹波町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第3号の規定にある施設の目的、規模、機能等を考慮した結果、特定の団体に管理を行わせることが特に必要と認めるときを適用いたしまして、施設全体の一体的な運営を図るべく、グリーンランドみずほJVを指定管理者に指定することについて、ご審議をお願いするものでございます。

指定管理施設の対象は、農畜産物処理加工施設、市民農園、駐車場など5施設でございます。全面積で1万1,034平方メートルでございます。

詳細につきましては、別紙資料1のとおりとなっております。

全体施設の位置図は資料2に、また、各個別施設の配置図は資料3にお示しをさせていただいております。

当該企業体への指定理由につきましては、令和6年度にグリーンランドみずほ一帯の民間活力導入可能性調査を実施いたしまして、また、道の駅「瑞穂の里・さらびき」のリニューアル工事を実施するなど、施設運営全体の大きな転換期となる現状にありまして、12月議会におきまして、京丹波町グリーンランドみずほ全体の指定管理者として、共同企業体であるグリーンランドみずほJVが特定をされたところでございます。

そして、このたび、当該施設の目的規模、機能などを踏まえまして、一体的で効果的な住民サービスの向上、また、利活用を図ることを総合的に検討する中で、去る2月13日の指定管理者選考委員会の選定結果を受けまして、提案を決定したところでございます。

また、指定期間を10年間としておりますのは、当該施設はグリーンランドみずほ全体の一角をなすものでございまして、その事業効果はグリーンランドみずほとの高く、指定の期間を合わせることで、グリーンランドみずほ全体の運営方針とともに進めたいと考えているところでございます。

さらに、人材育成ですとかハードへの投資を促して投資回収を視野に入れる長期的視点で運営を行うこととしまして、期間設定をしたところでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 議案第18号 京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、補足説明を申し上げます。

過疎地域持続的発展市町村計画の策定につきましては、現行計画が令和7年度末で期間満了となり、新たに令和8年度から令和12年度まで5か年の次期計画を策定する必要があることから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に基づき、都道府県の協議を経た上で議会の議決が必要とされておりますことから、上程させていただくものでございます。

今回の変更点につきましては、別添えの過疎地域持続的発展市町村計画（新旧対照）の参考資料に変更内容を下線にて示しておりますとおり、国勢調査による人口の変更をはじめ、本町において新たに実施する事業や町の状況、社会情勢などに伴って、記載事項を変更しておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、京都府との協議につきましては、令和8年1月28日付で協議が調っております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 議案第19号 令和8年度京丹波町一般会計予算について、補足説明を申し上げます。

それでは、ページをめくっていただき、初めに5ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為でございます。

債務負担行為は、翌年度以降における債務の負担を定めるもので義務費となるものでございます。

対象案件は1件で、都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務でございます。令和8年度及び令和9年度の2か年にわたり継続的に策定業務を進めることとしており、令和9年度分として2,550万円の限度額設定をお願いするものであります。

なお、業務全体の予定事業費は3,797万4,000円としております。

次に、6ページから7ページまでにわたります第3表、地方債でございます。

発行総額につきましては、7ページ下段、計の欄、6億6,370万円でございます。対前年度7億2,040万円、52.0%の減となっております。

初めに、過疎対策事業につきましては3億9,820万円を計上し、対前年度1億9,610万円の減額となります。

主な減額の要因といたしましては、新火葬場建設事業に伴う発行額が9,670万円となり、対前年度8,990万円の減額になったことなどによるものでございます。

緊急防災・減災事業につきましては1億1,950万円を計上し、対前年度1,910万円の増額となります。

主な増額の要因といたしましては、消防施設整備事業に伴う発行額が2,960万円となり、対前年度2,470万円の増額になったことなどによるものでございます。

緊急浚渫推進事業につきましては130万円を計上しております。河川等のしゅんせつにより、効果的・効率的な水害の未然防止をすることを目的としている地方債で、河川改修事業債として計上したものでございます。

公営住宅建設事業につきましては8,450万円を計上しております。公営住宅の整備事業等に措置できる地方債で、町営住宅維持改修工事の財源となるものでございます。

デジタル活用推進事業につきましては4,970万円を計上し、対前年度3,980万円の増額となります。今年度は、学校教育情報化機器整備事業、第2期のGIGAスクール端末整備に係る財源として計上するものであります。

公有林整備事業につきましては1,050万円を計上しております。対前年度70万円の減額となります。

令和8年度発行額に係ります交付税算入額につきましては、約3億6,300万円を推計しており、54.7%の基準財政需要額への算入を見込んでおります。

次に、事項別明細書5ページからの歳入でございます。

特に、主な項目について説明をさせていただきます。

まず、5ページからの1款、町税でございます。1項、町民税、1目、個人、1節、現年課税分の個人所得割につきましては、税率6%でありまして、課税の基礎となります令和8年度総所得につきましては、令和7年度総所得を基に、これまでの経過等を勘案し、課税標準額を推計し、前年度に比べて3,273万円増の4億6,768万8,000円を計上しております。

2目、法人、1節、現年課税分の法人税割につきましては、令和7年度の決算見込み等を勘案し、前年度に比べて2,301万4,000円増の8,936万2,000円を計上しております。

3項、軽自動車税、1目、環境性能割、1節、現年課税分でございますが、令和8年度税制改正法案において、令和8年3月31日をもって廃止となる方向で国会審議されておりますことから、令和8年2月・3月分が4月・5月に納付されるということとなり、2か月分のみ80万円を計上しております。

なお、減収分につきましては、国の責任において、地方特例交付金によって全額を補填す

ることとされております。

2目、軽自動車税、1節、現年課税分では、1目、環境性能割が廃止となることから、目名を種別割から軽自動車税に改めます。予算額につきましては、保有車両に課税されます令和8年度の課税見込み台数を基に、過大とならないように算定を行い、前年度に比べて90万円増の6,160万円としております。

次に、7ページから10ページまでにわたります2款、地方譲与税から、10款、地方特例交付金まで各種交付金が続きますが、これらにつきましては、京都府の試算資料に基づき、それぞれ計上したものでございます。

なお、議案書と一緒に1枚物で地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費という資料を提出させていただいておりますので、後ほどご覧ください。

次に、9ページの11款、1項、1目、1節の地方交付税でございますが、普通交付税は前年度に比べて3,000万円増の45億3,000万円を計上しております。国の地方財政計画等により示されました内容を基に、推測される伸び率等を勘案して算定したところであります。

同じく、特別交付税におきましては、過大な見込みとならないよう交付実績額などに基づき、前年度に比べて2,000万円増の6億円を計上し、地方交付税全体で51億3,000万円を計上しております。

次に、11ページからの13款、分担金及び負担金以降の特定財源の関係でございますが、これらにつきましては、それぞれ積算根拠等を説明欄に記載をしておりますので、主な項目のみ説明をさせていただきます。

13款、分担金及び負担金では、総額687万9,000円を計上しております。

11ページの2項、負担金、3目、教育費負担金、1節、教育総務費負担金では、放課後児童クラブ負担金に310万5,000円を計上しております。

次に、14款、使用料及び手数料では、総額1億570万3,000円を計上しております。

13ページの1項、使用料、4目、商工使用料、2節の京丹波味夢の里施設使用料に3,136万2,000円を計上するとともに、5目、土木使用料、3節、住宅使用料の町営住宅使用料現年分には3,951万5,000円を計上しております。

次に、17ページの15款、国庫支出金では、総額6億9,137万6,000円を計上しております。1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金、1節、社会福祉費負担金の自

立支援給付費国庫負担金に2億2,371万4,000円を計上しております。障害者自立支援事業の財源とするものでございます。

17ページから20ページまでにわたる2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金、1節、総務費補助金では、地域未来交付金（地域未来推進型）に1,683万8,000円を計上しております。これは、昨年度は新しい地方経済生活環境創生交付金として実施されていたものでございます。それぞれ地域未来推進型、デジタル実装型のメニューごとに区分して計上しております。地域未来推進型分につきましては、地域の特性を最大限に生かすため、地域独自の取組を後押しするもので、人材育成による持続可能なまちづくり事業やデマンド交通推進事業など各種推進経費に充当するものでございます。デジタル実装型分につきましては、デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援するもので、自主放送施設管理事業の文字放送・データ放送システム更新に係る経費に充当するものであります。

次に、二拠点居住先導的プロジェクト実装事業補助金に1,049万1,000円を計上しております。全国的な人口減少・少子高齢化により地域の持続性が脅かされている中、二地域居住等の促進を通じて地方への人の流れを創出・拡大するため、二地域居住等における中長期的な課題の解決に向けた先導的な取組を支援するもので、京丹波ファンクラブ事業や想いでつながるコミュニティ推進事業に充当するものであります。

また、行政情報システム運用最適化支援事業費補助金につきましては、令和7年度に実施した自治体情報システム標準化により、運用経費が一時的に増加した経費の補助として2,954万7,000円を見込んでおり、行政情報システム運用管理事業に充当するものでございます。

4目、土木費国庫補助金、1節、土木費補助金では、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）に7,027万7,000円を計上しております。道路新設改良事業や雪寒道路維持事業に充当するものであります。

2節、住宅費補助金では、22ページの社会資本整備総合交付金（住宅分）に6,183万6,000円を計上しております。町営住宅維持管理事業の町営住宅維持改修工事の財源とするものであります。

5目、教育費国庫補助金、1節、教育総務費補助金では、公立学校情報機器整備費補助金に2,515万3,000円を計上しております。学校教育情報化機器整備事業の児童生徒1人1台端末機器の導入の財源とするものであります。

次に、21ページ下段からの16款、府支出金では、総額8億5,337万4,000円

を計上しております。

23ページの2項、府補助金、1目、総務費府補助金、1節、総務費補助金のきょうと地域連携交付金に5,000万円を計上しております。市町村が住民ニーズを踏まえ、戦略的かつ自律的に取り組む事業に対して交付されるもので、プロモーション戦略推進事業、フロム京丹波推進事業及び都市緑化フェア推進事業などに充当するものであります。

また、京都府ふるさと応援交付金に900万円を計上しております。令和5年度から開始をされております京都府ふるさと納税の関係分でございますが、京都府がふるさと納税として受け入れた寄附金の一部を市町村に還元されるものであり、京丹波町の交付分として計上するものであります。企画一般事業の京都丹波ロードレース運営補助金や観光一般事業の商工観光補助金などに充当するものであります。

次に、27ページから30ページまでの4目、農林水産業費府補助金、1節、農業費補助金では、中山間地域等直接支払交付金に8,982万7,000円を、30ページの多面的機能支払交付金に7,086万7,000円を計上するなど、それぞれ農業振興費に係る事業財源として交付されるものであります。

2節、林業費補助金では、森林整備事業補助金に1,397万3,000円を、林道開設事業補助金に7,000万円を計上するなど、それぞれ林業振興費に係る事業財源として交付されるものでございます。

31ページからの7目、教育費府補助金、1節、教育総務費補助金では、給食費負担軽減交付金に2,167万8,000円を計上しております。物価高騰の影響緩和と子育て世帯の経済的支援を目的に、公立小学校を対象に創設される補助制度であり、児童1人当たり月額5,200円が交付されるもので、学校給食事業に充当するものであります。

次に、33ページからの17款、財産収入では、総額9,608万3,000円を計上しております。1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入、1節、土地建物貸付収入の土地貸付料に1,471万1,000円を、建物貸付料に338万1,000円をそれぞれ計上しております。

35ページからの2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入、2節、立木売払収入に1,532万円を計上しております。

次に、18款、寄附金では、総額5億2,440万1,000円を計上しております。1項、1目、寄附金、2節、総務費寄附金のふるさと応援寄附金に5億円を計上しております。令和8年度におきましても、引き続き寄附金の増加を目指した取組を推進するものであります。

また、企業版ふるさと応援寄附金に2,000万円を計上しております。地域と人を結びつけ、地域を活性化させるデジタル地域通貨などを実施する持続可能で豊かな地域創造事業の財源とするものであります。

次に、19款、繰入金では、総額11億9,363万7,000円を計上しております。

37ページの2項、基金繰入金、1目、1節、財政調整基金繰入金につきまして、令和8年度は前年度に比べ1億4,309万2,000円の減、4億5,244万円を計上しております。

2目、1節、振興基金繰入金につきましては、1億2,359万7,000円を計上しております。合併以降、合併特例債を活用して基金の積立てを行ったものでございます。令和7年度普通交付税の追加交付分や京丹波栗リファイン分などを含め、令和8年度に活用させていただくものであります。

3目、1節、ふるさと応援寄附金基金繰入金につきましては、5億8,000万円を計上しております。基金積立てを行った令和7年度分ふるさと応援寄附金につきまして、令和8年度において寄附目的の事業に活用させていただくものでございます。

4目、1節、森林環境譲与税基金繰入金につきましては、1,190万2,000円を計上しております。林業振興対策事業の財源とするものであります。

5目、1節、過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金につきましては、27万8,000円を計上しております。和知支所財産管理事業の町有施設維持改修整備工事などの財源とするものであります。

6目、1節、まちづくり推進基金繰入金につきましては、961万4,000円を計上しております。本町公共施設の整備をはじめ、まちづくりを推進する事業の財源として、みんなのまち拠点プロジェクト事業の財源とするものであります。

次に、21款、諸収入では、総額1億9,961万6,000円を計上しております。

41ページからの5項、5目、2節、雑入では、44ページの京丹波ファンクラブ会費77万円やカーボンクレジット売上代金337万5,000円など、新たな財源の確保に取り組んでおります。

次に、22款、町債につきましては、総額で6億6,370万円を計上しております。冒頭、第3表、地方債にてご説明させていただいたとおりであります。

次に、歳出予算でございます。

歳入と同様に、主な事業につきまして説明をさせていただきます。

初めに、49ページからの2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費では、5

2 ページ下段の公共料金等審議会経費に18万5,000円を計上しております。公共施設の使用料等の見直しなど、近年のエネルギー価格や原材料費、人件費等の上昇により、公共サービスの提供コストが増加している状況にあるため、適正な料金水準について審議いただく公共料金等審議会の開催に要する経費を計上するものであります。

次に、57ページからの6目、企画費では、60ページの総合計画等策定事業に948万9,000円を計上しております。第3次京丹波町総合計画の策定に必要な経費のうち、令和8年度分として総合計画策定業務委託料に900万9,000円を計上しております。プロモーション戦略推進事業には1,217万6,000円を計上しております。観光・移住分野など、自治体間の市場競争下における外需の獲得を図るため、官民連携プロモーションチームNPO法人京丹波イノベーション・ラボによる議論を深めるとともに、京丹波町タウンプロモーションアクションプランの実行や他部署との連携強化、また、クリスマスマーケット等のイベント運営など、各種町施策のプロモーション業務を実施してまいります。

持続可能で豊かな地域創造事業には5,090万1,000円を計上しております。SDGsプラットフォーム活動を活性化させながら、デジタル地域通貨「京丹波GREEN Pay」と宿泊型交流拠点施設「みずほガーデンロッジ」を連携させていくことで、地域への新たな人の流れを生み出し、地域に人を留める仕組みを様々な主体との連携により実現してまいります。

62ページの京丹波ファンクラブ事業には1,390万8,000円を計上しております。企画運営委託料に1,182万円を計上し、引き続きファンクラブ会員スタンプラリーの実施、宿泊者クーポンの交付など、インセンティブをつくとともに、アンバサダー制度有料会員を構築し、より一層関係人口の創出、結びつきの強化を図っていきます。

次に、京丹波栗リファイン事業に827万1,000円を計上しております。引き続き、京丹波栗を活用した新商品、新サービスの開発や販路拡大に係る補助金に280万円を計上するとともに、京丹波ブランド創出事業委託料に460万8,000円を計上し、ホテルや飲食店と連携して京丹波栗のプロモーションの実施や京丹波マルシェ内での全国モンブランブースの設置運営など、より一層京丹波栗のブランド化を推進し、付加価値を上げることで関連産業の活性化を図ってまいります。

f r o m京丹波推進事業には791万円を計上しております。引き続きf r o m京丹波創出支援補助金に400万円を計上し、新たな返礼品の開発や増産体制の構築に対する補助金を交付いたします。

また、プロモーション業務委託料に332万2,000円を計上し、京丹波町の「人・も

の・こと」を一元PRするためのリアルイベント「京丹波バル」の開催、from京丹波商材のポップアップを町内道の駅等で展開し、特産品の販売単価の上昇や流通等の拡大、さらには京丹波で暮らす人に注目したインタビュー動画を撮影し、京丹波の名を浸透させ、プロモーション効果を各種産業等に波及させていきます。

次に、人材育成による持続可能な町づくり事業には1,835万5,000円を計上しております。京丹波町の将来の担い手育成と町の活性化を目指し、須知高校と連携した施策等を強化するため、令和7年度に定める須知高校魅力化プロジェクトビジョンを基に、須知高校の魅力化に取り組むコーディネーターを須知高校に配置するとともに、特定の部活への優遇を条件とした留学生等の受入れに必要な学寮の設置も行う中で、須知高校とともに須知高校の魅力化を実現してまいります。

想いでつながるコミュニティ推進事業には623万円を計上しております。企画運営委託料に514万円を計上し、関係人口で町内で滞在する活動拠点の整備を行うためのコンソーシアムの立ち上げや、連携協定を結ぶ国内外の大学生などの交流を促進いたします。

また、大学生等関係人口創出補助金に100万円を計上し、町内でフィールドワークを行う大学生等の宿泊費等の一部を補助し、単なる来訪者にとどまらない継続的な来訪につながる政策を展開してまいります。

66ページの9目、諸費では、グリーンランドみずほ管理運営事業に2,157万5,000円を計上しております。道の駅「瑞穂の里・さらびき」のリニューアル工事を完了することで、さらなる誘客と地元農家や事業者の販売促進につなげることをいたします。

さらに、令和8年度からの指定管理者による施設の維持管理運営を行うこととし、令和6年度に実施した民間活力導入可能性調査結果を踏まえた新たな経営手法を模索導入するなど、持続可能な地域振興拠点施設として運営を行って強化をしてまいります。

10目、交通対策費では、交通対策一般事業に3,595万5,000円を計上しております。地域で取り組んでいただいているコミュニティ・カーシェアリングの運営補助金に30万円を計上しております。

また、須知高校生の通学支援として、町営バス利用促進助成金に30万円を、高齢者の運転免許証自主返納奨励金につきましては、町営バス利用券か交通系ICカードを選択できる仕組みにより73万6,000円を計上しております。

また、高齢者運転免許講習実施支援事業補助金として240万2,000円をそれぞれ計上しております。有限会社中京交通が運行する園福線の運行支援には本町負担分として2,900万円を計上しております。デマンド交通推進事業では、和知地区及び瑞穂地区のデマ

ンドタクシー運行事業者に対し、運行支援を図る補助金として2,648万5,000円を計上しております。

次の11目、地域振興事業費では、協働のまちづくり事業に402万8,000円を計上しております。住民自治組織の活動に対し、地域力向上事業助成金の交付や京丹波町住民自治組織連絡協議会の運営の補助等を行うとともに、令和8年度は住民自治組織まちづくり交付金を拡充し、地域の施設等を拠点とした活動を促し、地域コミュニティの維持・強化及び持続可能な地域主体の取組の支援を行ってまいります。

次に、移住促進事業には5,026万2,000円を計上しております。移住者への支援内容の充実を図るとともに、引き続き、東京圏から移住し、府が指定する企業や京都府内で就業・起業する方を支援する移住支援金や東京圏の大学を卒業した学生の京丹波町内への移住を伴う府内就職を支援するための地方就職支援金を計上するとともに、これらの京都府と連携した取組のほか、町独自施策として実施する地域ぐるみで行う空き家活用促進事業補助金に70万円を計上しております。

また、集会所、集落運動施設等の整備及び関連備品購入などを支援する地域にぎわいづくり補助金事業として1,144万1,000円を計上しております。令和8年度分として要望のあった18区が対象でございます。

次の12目、電算管理費では、行政情報システム運用管理事業に2億123万2,000円を計上しております。国が進める自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づき、デジタル社会実現に向け、生成AI導入を行い、業務の効率化を図り、行政情報ネットワークシステムの適正な管理及び秩序ある運用の確保を図るとともに、国が示す自治体情報システム標準化に係る運営経費を計上しております。

次に、79ページからの3款、民生費でございます。

1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費では、社会福祉一般経費に489万9,000円を計上しております。京丹波町社会福祉協議会が京丹波町共同作業所に係る障害福祉サービス費を自主返納する必要が生じたことから、法人の安定的な運営を行うための補助金として、京丹波町社会福祉協議会活動推進事業補助金に420万円を計上しております。

81ページからの3目、障害者福祉費では、84ページの障害者自立支援事業において、補装具給付や自立支援給付費など必要な施策に係る経費として、総額で4億5,918万7,000円を計上しております。

86ページの地域生活支援事業には4,034万6,000円を計上しております。成年後見制度の利用促進など、判断能力の低下や障害の有無にかかわらず、誰もが尊厳ある本人

らしい生活を続けることができるよう、意思決定支援や権利擁護支援の取組をより一層推進してまいります。

次に、4目、老人福祉費では、88ページの在宅高齢者等生活支援事業に2,820万円を計上しております。在宅の高齢者等が住み慣れた地域社会の中で引き続き自立した生活をしていくことを支援し、高齢者等の健康の保持と福祉の増進を図るため、外出支援や食の自立支援などの各種サービス業務委託料等を計上しております。

次に、87ページ下段からの2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費では、各種医療費助成事業、子育てに係る給付及び助成事業を主なものとして計上しております。

92ページのすこやか子育て支援金事業では、すこやか子育て支援金に1,060万円を計上し、子育て家庭の児童等の入学時の費用負担を軽減するとともに、児童等の健全な育成に資すること及び本町在住の子どもたちを長期にわたり応援することで、定住人口の増加と町の活性化を図ってまいります。

93ページからの3目、こども園費では、町内3つの幼保連携型認定こども園に係る運営経費や施設管理等に総額5億1,250万8,000円を計上し、子どもたちの健やかな成長と保護者の就労を支援するとともに、教育・保育環境の質の向上を図ることとしております。

次に、97ページからの4款、衛生費でございます。

まず、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費の保健衛生一般経費では、100ページの船井郡衛生管理組合新火葬場建設に係る分担金として9,677万5,000円を計上しております。

2目、保健事業費では、ウェルネス京丹波事業（健康増進事業）に808万円を計上しております。生活習慣病予防のための健康教育・健康相談事業をはじめ、自殺防止対策として心の健康づくりを推進するため、心の健康相談やゲートキーパー研修、第3次健康増進計画を策定するための委託料などを計上しております。

102ページでは、疾病の早期発見のための特定健康診査等事業に1,135万5,000円を、後期高齢者健康診査事業に980万7,000円を、胃がん、大腸がん、乳がん検診などその他健康診査事業に3,722万円をそれぞれ計上しております。

次に、105ページからの5目、診療諸費の地域医療一般経費には、医療等審議会委員報酬をはじめ、医療等審議会経費を計上し、介護療養型老人保健施設の今後の在り方等について調査研究及び審議を行ってまいります。

次に、107ページからの2項、清掃費、2目、し尿処理費のし尿処理事業では、船井郡

衛生管理組合が施工するし尿処理施設基幹的設備改良工事分1,030万7,000円を含み、分担金（し尿処理分）として9,670万5,000円を計上しております。

次に、6款、農林水産業費でございます。

111ページからの3目、農業振興費では、事業項目も大変多くございまして、特に主立ったものについて申し上げます。

まず、112ページの農業振興事業に1,537万4,000円を計上しております。集落営農組織等12団体への農業機械導入や施設整備を行うための経費に対する補助でございます。

新規就農育成総合対策事業に1,575万円を計上しております。就農前の研修から就農直後の経営安定、さらには設備投資までを一貫して支援をしております。

中山間地域等直接支払事業に1億2,072万1,000円を計上しております。町内各集落の879ヘクタールを協定面積として交付金を交付するものであります。

次に、水田農業構造改革対策助成事業には2,319万8,000円を計上し、黒大豆や小豆、京野菜などの高付加価値の作物生産を水田で実施することを促進助成するとともに、京の米生産イノベーション事業では、実需に基づいた米の生産振興に係る機械導入として1,133万1,000円を計上しております。

また、多面的機能支払交付金事業に9,439万5,000円を計上し、多面的機能を支える活動や地域資源、農地、水路、農道等の質的向上を図る活動を支援いたします。

116ページには、ICTを活用した農業機械の導入に対して支援を行うスマート農業機械導入支援として、スマート農業実装チャレンジ事業では、農薬散布用ドローン及びラジコン草刈機2基導入への補助として413万1,000円を計上し、スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業では、田植機搬送車及び直進アシスト収量センサー付きコンバイン導入への補助として1,182万円を計上しております。

5目、農地費では、118ページの農地保全事業につきまして、農林漁業事業補助金として18団体が実施する農業用水路や農道等の施設改修工事に対する補助金を含め、総額で1,251万2,000円を計上しております。

土地改良施設維持管理適正化事業に785万6,000円を計上しております。防災重点農業用ため池など53か所の点検を実施するとともに、須川橋揚水ポンプ更新工事に400万円を計上しております。

土地改良施設維持管理事業に1,602万7,000円を計上しております。中台新町1号池の実施計画を策定、環境調査業務に1,384万9,000円を計上するとともに、た

め池安心安全マップ作成業務に係る経費として217万8,000円を計上しております。

次に、121ページ以降の2項、林業費、2目、林業振興費であります。

まず、公有林整備事業につきましては、再造林や下刈り等に係る経費について、公有林整備事業委託料に4,268万円を計上しております。

124ページの林道開設事業につきましては、林道開設工事として、林道月ヒラ長老線の開設工事をはじめ、総額で1億249万円を計上しております。

丹波くり振興事業には2,111万円を計上しております。本町の名産である丹波くりに対するニーズがある中、生産振興対策の支援と生産者の確保・育成及び販売力の強化を図るものでございます。

126ページの地籍調査事業には2,411万6,000円を計上しております。森林境界明確化を実施するため、小畑地区で航測法による地籍調査業務を、八田・小野地区で地籍調査事業関連基準点測量業務を実施してまいります。

また、カーボンクレジット創出調査研究事業に498万9,000円を計上しております。カーボンニュートラルに向けた町内森林のCO₂吸収量を把握し、町内外の法人等に販売し、森林施業等に還元を目指してまいります。

次に、127ページからの7款、商工費でございます。

1項、商工費、2目、商工振興費では、130ページ中ほどの起業・新産業育成事業に436万5,000円を計上しております。京丹波町創業支援ネットワークの活動を通じた新規事業の創出や雇用促進、創業セミナーの開催や地域ビジネス創出補助金の活用等により、創業機運の醸成を図ってまいります。

また、地域商社による新たな地域力創造調査研究事業に590万円を計上しております。民間主体の力による持続可能な事業を展開し、地域課題解決につなげる集団を目指していくために、総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用し、今後の戦略・方向性等の可能性を調査検証してまいります。

みんなのまち拠点プロジェクト事業に973万9,000円を計上しております。町内商業集積施設内に公共施設の一部を移転し、図書館機能などの町民の利便性を向上し、にぎわいを創出するための検討を進めてまいります。

131ページの3目、観光費では、鐘乳洞公園管理運営事業に1,594万9,000円を計上しております。開園当時から設置している合併浄化槽の経年劣化が著しく、改修工事を行うための設計委託料として367万円を計上しております。

観光振興事業には826万1,000円を計上しております。新たにリニューアルした観

光パンフレットやマップの増刷や京丹波町観光協会の運営補助金などを計上し、観光協会との連携による京丹波町ならではの観光事業を推進してまいります。

134ページの食の京丹波推進事業には795万5,000円を計上しております。本町最大の魅力である食のイベント「京丹波マルシェ」の実施について、当年度は全国都市緑化フェアin京都丹波期間中のメインイベントとしての開催を予定しており、その企画運営委託料などを計上しております。

次に、8款、土木費でございます。

135ページの下段からの2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費では、道路橋梁維持管理事業に4,142万9,000円を計上するとともに、138ページの交通安全施設設置事業に540万円を、通学路等交通安全対策事業180万円をそれぞれ計上し、安心安全な道路環境を整備してまいります。

139ページからの3項、河川費、1目、河川総務費では、河川維持管理事業に1,175万5,000円を計上しております。河川の除草に対する謝礼金や上野地内の一ノ瀬川の河川浚渫工事に係る経費等を計上し、河川の修繕要望等に応じていきます。

141ページからの6項、住宅費、1目、住宅管理費では、町営住宅維持管理事業に1億5,321万4,000円を計上しております。令和6年度に改定した京丹波町公営住宅等長寿命化計画に基づき、予防的な維持管理に取り組むとともに、令和8年度は木上団地、質美団地の維持改修工事を実施し、町営住宅の長寿命化に取り組んでまいります。

次に、9款、消防費でございます。

1項、消防費、2目、非常備消防費では、144ページ下段からの各年実施の消防操法大会に係ります操法訓練大会事業に202万4,000円を計上しております。

145ページ、4目、防災費では、防災事業に625万6,000円を計上しております。京都府衛星通信系防災情報システムの老朽化に伴う機器更新に係る負担金として、京都府衛星通信防災情報システム整備負担金に479万4,000円を計上しております。

次に、10款、教育費でございます。

まず、147ページからの1項、教育総務費、2項、事務局費では、放課後児童健全育成事業に4,526万1,000円を計上しております。引き続き安定的な運営体制の確保を図るとともに、利用者の多様な要望に対応するため、放課後児童クラブ運営業務委託料に4,297万2,000円を計上しております。

150ページの探求的な学び京丹波グリーンスクール事業に43万円を計上しております。新しい時代に求められる主体的・対話的で深い学びを実現するため、探究的な学習として京

丹波グリーンスクールを実践いたします。

151ページの4目、情報化推進費では、学校教育生成AI活用のあり方に関する調査研究事業に10万円を計上しております。町立小中学校における生成AIの活用に向けた調査研究を行ってまいります。

157ページの3款、中学校費、2目、教育振興費では、中学校教育振興一般事業に1,879万2,000円を計上しております。令和5年度から4か年で進めてきました町立小中学校8校の図書電算化システムの整備につきまして、最終年度である令和8年度は、蒲生野中学校と瑞穂中学校への導入費用として、作業委託料190万2,000円を計上し、豊かな学びを支える教育環境づくりを推進してまいります。

159ページからの4項、社会教育費、1目、社会教育総務費では、162ページ下段の京丹波町民大学運営事業に96万1,000円を計上しております。町の良さを再確認するとともに、町に対する誇りの醸成を図るため、京丹波町の「人」「物」「こと」「歴史」を題材にした講演・講座の開催をいたします。令和8年度は、都市緑化フェアタイアップイベントも含めた全18講座を計画しております。

次に、165ページの3目、図書館費では、京丹波町どこでも図書館管理運営事業として1,852万5,000円を計上しております。図書館システムバージョンアップ及びシステム利用端末更新費用として、図書システム導入委託料に594万円を計上するほか、図書館サービスのさらなる充実を図り、町民が生涯にわたって行う学習活動を支援するものであります。

次に、167ページの4目、文化財保護費では、社寺等文化資料保全補助事業に560万円を計上しております。渡邊家住宅の屋根ふき替え等に係る経費340万円など、文化財修繕のための経費の一部を助成するものであります。

なお、財源としてクラウドファンディングで寄附いただいた振興基金359万7,000円を活用し、財源確保を図っております。

また、指定文化財管理事業に347万円を計上しております。下栗野観音堂屋根改修として、社会教育施設改修工事に185万円を計上しております。

「地域の宝」（人材・文化財等）調査活用推進事業では、139万9,000円を計上しております。文化財調査活用アドバイザーに係る経費のほか、町の文化財を活用した親子山城教室の実施や現地ツアーを含めた地域学芸員講座の実施など、地域への誇りや郷土愛を醸成し、本町の文化振興を図ります。

5項、保健体育費、1目、保健体育総務費では、170ページの地域スポーツ振興事業に

216万1,000円を計上しております。京丹波町スポーツ全国大会等出場激励金を新設し、謝礼等21万4,000円のうち、10万円を計上するとともに、ワールドマスターズゲームズ2027に向けた実行委員会への分担金に64万円を計上しております。

最後に、175ページ、12款、公債費でございますが、13億4,983万9,000円を計上しております。

内訳としましては、長期債償還元金に12億8,039万7,000円、また、長期債償還利子など利子合計で6,944万2,000円を計上しております。

また、予算資料として、編成概要及び事業ごとにまとめました資料も配付をさせていただいておりますので、参考としてご覧いただけたらと思います。

以上、議案第19号 一般会計当初予算の補足説明といたします。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） それでは、議案第20号 令和8年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

5ページからの事項別明細書、歳入をお願いいたします。

1款、国民健康保険税ですが、被保険者数を2,590人、世帯数を1,795世帯として算定しております。収納率は96.60%としております。全体としては2億3,941万円で、前年度と比べ838万1,000円の増としております。主な増加の要因といたしましては、令和8年度から少子化対策の財源として公的医療保険料に上乘せして徴収する子ども・子育て支援金が創設されたことに伴うものでございます。

1項、1目、一般被保険者国民健康保険税の4節、子ども・子育て支援金分現年課税分として704万2,000円を計上しております。

3款、府支出金、1項、1目、保険給付費等交付金、1節、普通交付金は、保険給付に要する費用を京都府から交付されるもので、12億9,265万円を計上しております。

2節、特別交付金のうち、国民健康保険保険者努力支援交付金は、医療費の適正化に向けた取組等に対する支援として687万8,000円を計上、前年度と比べ177万1,000円の減となっております。

次に、その下の特別調整交付金（市町村分）は、保健事業に係る経費、後発医薬品の利用促進に係る差額通知の発送経費、和知診療所及び和知歯科診療所に係るへき地直営診療所運営費などの交付金を中心に1,818万1,000円を計上しております。

次に、府繰入金（2号分）は、保健事業に係る経費、レセプト点検員に対する交付金など

2, 401万7, 000円を計上。

特定健康診査等負担金は、特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の3分の2相当分の447万8, 000円を計上しております。

続きまして、7ページ、5款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金、1節、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）4, 207万1, 000円は、保険税の7割、5割、2割といった低所得者軽減分を府4分の3、町4分の1の負担割合で一般会計から繰り入れるものでございます。

2節、保険者支援分2, 298万円は、低所得者を多く抱える保険者を支援することを目的に、国2分の1、府4分の1、町4分の1の負担割合で一般会計から繰り入れるものでございます。

3節、未就学児均等割保険税繰入金は、未就学児に係る均等割保険税の5割を軽減する制度で、5割軽減分を公費負担として、一般会計から58万2, 000円を、4節、産前産後保険税繰入金は、産前産後の保険税を免除する制度で、免除に係る公費負担として一般会計から4万9, 000円をそれぞれ国2分の1、府4分の1、町4分の1の負担割合で繰り入れるものでございます。

5節、職員給与費等繰入金は、主に会計年度任用職員の人件費と事務費の繰入りで1, 464万2, 000円を計上しております。

6節、財政安定化支援事業繰入金は、国民健康保険事業に係る交付税算入見合い分として1, 500万円を計上し、7節、その他一般会計繰入金は、健康管理センター事業分383万9, 000円及び保健事業の人間ドックがん検診分40万円を計上しております。

次の第2項、基金繰入金、1目、国民健康保険財政調整基金繰入金は、本年度も財源不足の対応として9, 446万2, 000円を計上しております。本町におきましては、平成21年度以降、税率を引き上げることなく、基金を活用しながら国保財政を運営してきましたが、今後ますます被保険者数の減少が想定される中で、年々基金も取崩しにより減少しており、税率改定も視野に入れながら、本町国保の適正な運営に向けて様々な検討を進めてまいることとしております。

次に、11ページからの歳出をお願いいたします。

1款、総務費です。1項、総務管理費、1目、一般管理費では、運営事務費、レセプト点検の会計年度任用職員に係る人件費などを計上し、2項、徴税費、1目、賦課徴収費、3項、1目、運営協議会費と合わせて、総務費全体で1, 567万3, 000円を計上しております。前年度と比べ97万4, 000円の増となっております。

13ページをお願いいたします。

2款、保険給付費、1項、療養諸費は11億2,694万2,000円で、1目、一般被保険者療養給付費では11億1,600万円を計上しております。

次に、2項、高額療養費は、高額な医療を見込み1億6,820万円としております。

4項、出産育児諸費、1目、出産育児一時金は、1件当たり50万円の10件分、計500万円を計上し、5項、葬祭諸費、1目、葬祭費は、1件当たり5万円の40件分、200万円を計上しております。

13ページから15ページにかけての6項、1目、精神・結核医療付加金は、精神障害医療及び結核医療の自己負担分を給付するもので180万円を計上しております。

同じく、15ページの3款、国民健康保険事業費納付金は、都道府県が市町村に保険給付費等交付金として交付するための財源等として、都道府県が市町村から徴収するものでございます。都道府県は、都道府県全体の保険給付費の必要額の見込みを立て、所得水準や医療費水準を考慮して市町村ごとに配分するというものでございます。

令和8年度は、合計4億1,135万6,000円で、前年度と比べ195万7,000円の減となりました。京都府へ国からの交付金が増えたことや、府の財政安定化基金の取崩しにより、実質的な積戻し額を抑制されたことなどが要因と聞いております。

続きまして、4款、1項、保健事業費、1目、疾病予防費では、疾病予防事業で医療費通知のほか、後発医薬品利用促進や服薬情報の委託料、人間ドック助成金など787万8,000円を計上。このうち、18ページの人間ドック助成金518万1,000円は、170件分を計上しております。

次に、健康増進事業と健康づくり推進事業は、一般会計で実施しているがん検診や生活習慣病予防など、保健指導に係る国保被保険者分の費用を国保の保健事業に位置づけ、その費用の一部を負担するもので、一般会計への繰出金として208万円、62万4,000円をそれぞれ計上しております。

同じく、17ページの2項、1目、特定健康診査等事業費の18ページ、特定健康診査等事業は、集団健診の方法で実施する40歳から74歳までの被保険者の特定健診等に係る費用として、一般会計繰出金1,213万8,000円を計上しております。

3項、健康管理センター事業費451万6,000円は、施設管理、保健指導、健康増進指導の費用を計上しております。

19ページの7款、諸支出金、3項、繰出金、1目、直営診療施設繰出金は、病院事業会計に対し、特別調整交付金分として1,711万4,000円を繰り出すこととしておりま

す。

以上、議案第20号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第21号 令和8年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

会計の概要といたしましては、主に高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、保険料を徴収し京都府後期高齢者医療広域連合に納付すること及び保険料の低所得者軽減に係る保険基盤安定繰入金を一般会計から受け入れ、広域連合に納付するというものでございます。

保険料や基盤安定負担金につきましては、広域連合の算定に基づき予算を編成しております。

それでは、5ページからの事項別明細書、歳入をお願いいたします。

1款、保険料です。保険料は、広域連合の保険料算定に基づき、前年度と比べ1,481万3,000円増の2億3,673万5,000円を計上しております。

保険料率は、広域連合議会で2年ごとに決定されます。第10期となります令和8年度及び令和9年度の保険料率は増額改定となりました。また、令和8年度から少子化対策の財源として子ども・子育て支援金が創設され、公的医療保険料に上乘せされて徴収させていただくことになっております。

改定後の保険料でございますが、医療分の均等割は5万9,590円で3,250円の増、新規の子ども・子育て支援金分の均等割が1,350円となります。所得割率は医療費分の10.15%で、0.8%の減、新たに子ども・子育て支援金分の所得割率が0.25%となります。広域連合の試算では1人当たり保険料が10万1,671円で8,513円の増となります。伸び率は9.1%となります。

1節の現年度分特別徴収保険料と2節の普通徴収保険料は、令和7年度の調定額により案分し、特別徴収を保険料試算額の約74%として1億7,511万円、普通徴収を約26%として6,152万5,000円を計上しております。人数にいたしますと令和8年1月末では特別徴収2,922人、普通徴収404人となっております。

3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金、1節、事務費繰入金は405万8,000円。

2節、保険基盤安定繰入金は8,718万6,000円で、保険料の7割、5割、2割といった低所得者軽減分を公費で賄うために、府4分の3、町4分の1の負担割合で一般会計から繰り入れるものでございます。

3節、保健事業費繰入金は359万4,000円、人間ドック助成、個別健診等の財源と

して、町独自の上乘せ分を計上しております。

次に、4款、繰越金400万円は、出納整理期間中に収納する保険料分を見込んでおります。

5款、諸収入のうち、7ページからの3項、1目、雑入は、京都府後期高齢者医療広域連合助成金として、人間ドックや健康診査等の助成金94万9,000円などを計上しております。

次に、9ページからの歳出の主なものでございます。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、75歳到達時や一斉更新に係る資格確認書等の郵送料など270万1,000円を計上しております。

次の2項、1目、徴収費の96万7,000円は、保険料決定通知書等の印刷費や郵送料などを計上しております。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と保険料の低所得者軽減分の負担金を広域連合に納付するもので、保険料等負担金は2億4,073万6,000円、また、保険料の低所得者軽減に係る保険基盤安定負担金は8,718万7,000円を計上しております。

3款、1項、保健事業費、1目、疾病予防費は、健康診査等事業で個別健診の委託料に10人分、9万2,000円。人間ドック助成金、7割助成ですが、受診者が増加する傾向にあり、130人分、432万円を計上しております。

以上、議案第21号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 議案第22号 令和8年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の事業勘定とサービス事業勘定分につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、事業勘定の歳入歳出総額をそれぞれ20億1,561万4,000円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと8,710万8,000円、約4.1%の減となっております。

令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画の最終年度となります。計画のサービス見込量を基本としつつ、サービス利用状況などを加味して予算計上させていただくものでございます。

事項別明細書の5ページをご覧ください。

歳入の1款、保険料、1目、第1号被保険者保険料は、第1号被保険者を5,468人と

見込み、3億3,714万円、前年度と比較して413万3,000円の減。その内訳では、現年度分特別徴収保険料が3億1,885万2,000円、現年度分普通徴収保険料が1,808万8,000円となっております。収納率は、現年度分全体で99.3%を見込んでおります。

3款の国庫支出金、1項、国庫負担金、1目の介護給付費負担金は、現年度分として3億3,949万5,000円。保険給付費のうち施設等給付費の15%、その他給付費の20%で算出をしております。

2項の国庫補助金、1目の調整交付金につきましては、保険給付費分と地域支援事業費分合わせて1億6,039万9,000円とし、交付率は8.2%で計上しております。

2目の地域支援事業交付金は、全体で1,680万8,000円、一般介護予防事業分、介護予防・生活支援サービス事業分の20%と包括的支援事業・任意事業分の38.5%で算出をしております。

次に、7ページをお願いいたします。

3目の保険者機能強化推進交付金につきましては、高齢者の自立支援や要介護状態の重度化防止に向けた保険者の取組を推進するための交付金であり、199万7,000円を計上しております。

4目の介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防や健康づくり等の取組を推進するための交付金であり、383万3,000円を計上しております。

4款の支払基金交付金につきましては、1目、介護給付費交付金として5億2,042万3,000円。2目、地域支援事業支援交付金では772万4,000円を計上しております。いずれも交付率を27%で算出をしております。

5款の府支出金、1項、府負担金、1目、介護給付費府負担金2億8,693万9,000円は、施設等給付費の17.5%、その他の給付費の12.5%で計上しております。

2項、府補助金、1目、地域支援事業交付金911万9,000円は、一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業等の12.5%、包括的支援事業・任意事業の19.25%で計上しております。

9ページをご覧ください。9ページの7款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、1目の介護給付費繰入金として2億4,093万6,000円、2目の地域支援事業繰入金では919万5,000円を計上しております。いずれも基準に基づき繰り入れるものでございます。

3目、低所得者保険料軽減繰入金は、公費による保険料の軽減措置分として2,094万

9, 000円を計上しております。

2項、基金繰入金では、保険給付費の財源として介護給付費準備基金を活用することとし、3, 533万円を計上しております。

以上が歳入でございます。

続きまして、13ページの歳出をお願いいたします。

1款、総務費では、1項、総務管理費、1目、一般管理費で314万4, 000円、2項、徴収費、1目、賦課徴収費に137万9, 000円、3項、介護認定審査会費では、認定調査員の会計年度任用職員人件費を含み1, 592万6, 000円を計上しております。

15ページにわたりますが、4項、計画策定委員会費では第10期介護保険事業計画等の策定に向けた業務委託料を主なものとし、362万6, 000円を計上しております。

15ページの2款、保険給付費でございます。

1項の介護サービス等諸費の主なものとしたしまして、1目の居宅介護サービス給付費では、訪問介護や通所介護等に係る給付費として5億6, 898万円を見込んでおります。

2目の地域密着型介護サービス給付費では、全体で2億8, 970万9, 000円を計上しております。定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームやグループホーム等の利用に係るものでございます。

3目の施設介護サービス給付費は8億3, 933万円で、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの入所に係る費用を見込んでおります。

2項の介護予防サービス等諸費では、要支援認定者のサービス利用に係る経費として、全体で1, 391万2, 000円を計上しております。

次に、17ページ中ほどの5項、特定入所者介護サービス等費では、低所得の施設入所者に対する食費、居住費の負担限度額を超えた部分について補足給付を行うもので、予防を含めまして6, 961万4, 000円を計上しております。

以上、保険給付費の総額は19億2, 749万3, 000円を計上し、前年度に比べ約4.7%、9, 449万2, 000円の減としております。

続きまして、17ページ最下段以降の3款、地域支援事業費でございます。

19ページにわたります1項、一般介護予防事業費と一般介護予防費につきましては、介護予防事業の活動支援や普及に係る経費として、全体で548万8, 000円を計上しております。

2項、介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、現行相当サービスなど総合事業に係る経費として全体で2, 345万7, 000円を計上しております。

21ページ、4項、包括的支援事業・任意事業費につきましては、1目の包括的支援事業費として、全体で2,069万2,000円を計上しております。主に、生活支援コーディネーター設置事業委託料や認知症施策に係る経費を計上しております。

下段の2目、任意事業費は全体で1,046万1,000円を計上しております。紙おむつ等の購入に係る家族介護用品支給事業などが主な内容でございます。

次に、23ページ、5款、基金積立金では、基金利子分の73万1,000円を計上し、介護保険給付費準備基金に積み立てることとしております。歳入でご説明申し上げました基金繰入れの3,533万円を差し引き、令和8年度末の基金残高につきましては、本当初予算ベースで2億753万円と見込んでおります。

以上、事業勘定の説明とさせていただきます。

続きまして、サービス事業勘定の説明を申し上げます。

歳入歳出の総額を373万4,000円と定めるものでございます。前年度と比べまして約8.2%、28万4,000円の増となっております。

それでは、事項別明細書5ページをお願いいたします。

歳入では、1款、サービス収入、1目、居宅支援サービス計画費収入が主な収入でございます。委託分も含めまして、地域包括支援センターが作成する介護予防サービスのケアプラン作成に係る収入として373万3,000円を計上しております。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出では、2款、事業費、1目、居宅介護支援事業費が367万8,000円で、要支援者の介護予防の計画作成に係る事業所への委託料141万6,000円などを計上しております。

また、居宅支援サービス計画費収入から計画作成等に必要となる金額を差し引いた110万円を一般会計繰出金として計上しております。

以上、介護保険事業特別会計のうち、事業勘定及びサービス事業勘定の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） 続きまして、老人保健施設サービス勘定について、補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算を1億6,356万2,000円と定めるものでございます。

事項別明細書5ページ、6ページをご覧ください。

歳入の主なものでございますが、1款、サービス収入は、前年度より6,000円増の8,

044万6,000円を計上しております。

1項、介護給付費収入、1目、居宅介護サービス収入は、短期入所に係る収入で、利用者は延べ912人を見込み、1,039万円を計上しています。

2目、施設介護サービス費収入は、長期入所に係る収入で、利用者は個室で延べ365人、多床室で延べ4,455人を見込み、5,234万円を計上しています。

2項、介護予防給付費収入、1目、介護予防サービス費収入は、要支援の方の短期入所に係る収入で、年間24人の利用を見込み23万2,000円を計上しています。

3項、自己負担金収入は、利用者負担金や室料・食費等に係る収入で1,748万4,000円を計上しております。

3款、繰入金、一般会計繰入金は、収支の均衡を図るため、前年度より176万9,000円増の8,148万4,000円を計上しております。

続きまして、9ページ、10ページ、歳出の主なものでございます。

1款、総務費、一般管理事業では、施設の照明LED化など修繕料に363万7,000円、老健施設長と和知診療所長を兼務する医師の給与費を折半する医師給与分担金1,179万5,000円など、施設管理等に必要な経費2,964万3,000円を計上しています。人件費では、職員7名分6,024万8,000円、フルタイムの会計年度任用職員は、7名分4,369万3,000円。

11、12ページに移っていただきまして、パートタイムの会計年度任用職員は、2名分491万8,000円をそれぞれ計上しております。

2款、介護サービス事業費、1目、施設介護サービス事業費は、施設利用者にサービスを提供するための経費で2,476万円を計上し、前年度より255万2,000円の増となっております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 補足説明の途中ですが、これより暫時休憩とします。再開は15時ちょうどといたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 議案第23号 令和8年度京丹波町土地取得特別会計予算につき

まして、補足説明を申し上げます。

それでは、ページをめくっていただきまして、事項別明細書の5ページから6ページまでをご覧ください。

歳入でございますが、土地開発基金利子としまして30万6,000円を計上しております。

次に、7ページから8ページまでをご覧ください。

歳出でございますが、土地基金費の土地開発基金繰出金に歳入と同額の30万6,000円を計上しております。定額の資金を運用するための基金であり、支出科目は繰出金からの支出となります。

以上、議案第23号の補足説明といたします。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 議案第24号 令和8年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入についてでございます。

事項別明細書5ページ、6ページをご覧ください。

この育英給付金を賄う歳入につきましては、繰入金といたしまして、一般会計から268万5,000円を、育英基金から給付額の2分の1の267万円をそれぞれ繰り入れることとしております。

次に、歳出についてでございます。

事項別明細書7ページ、8ページをご覧ください。

歳出につきましては、育英給付金として534万円を計上しています。この給付金の算定につきましては、令和3年度から7年度の過去5年間の実績を基に、大学生19人、専門学校生5人、高等専門学校生1人、高校生15人、合計40人分を見込むものでございます。

以上、議案第24号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀友輔君） 議案第25号 令和8年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

令和8年度の歳入歳出予算の総額は1億7,048万4,000円で、前年度と比較し319万7,000円の減額となっています。

それでは、主な予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

5、6ページをご覧ください。

まず、歳入について説明いたします。

1款、1項、事業収入、1目、運行事業収入では、1節、一般の乗車に係る運賃収入34万4,000円、2節、小中学生の通学に係る受託収入1,036万9,000円を計上しています。

3款、1項、繰入金、1目、他会計繰入金、1節、一般会計繰入金は、1億3,235万5,000円を見込んでおります。

5款、諸収入、1項、1目、雑入、1節、雑入の器材賃貸借料1,000円は、桧山バス停トイレ清掃に係るシルバー人材センターに対する用具貸出料で、町営バスフィーダー補助金612万6,000円につきましては、幹線につなぐ路線に対する運行補助金として、国庫補助金を、一旦、法定協議会である京丹波町地域公共交通会議で収受し、本町へ納付するものでございます。

6款、1項、町債、1目、バス事業債、1節、過疎対策事業債は、29人乗り小型バス1台の購入費の財源として、バス購入事業債1,460万円を借り入れる予定としております。

7款、府支出金、1項、府補助金、1目、総務費府補助金では、全路線を対象とする運行補助として、京都府交通確保対策費補助金357万4,000円を見込んでいます。

次に、7、8ページをご覧ください。

歳出について説明いたします。

1款、1項、事業費、1目、運行事業費の運行一般事業では、13路線、バス19台に係る運行管理経費を計上しています。

主なものといたしまして、10節、需用費では、タイヤなどの消耗品、燃料費、バス事務所に係る光熱水費、車検費用及び修繕料など3,604万7,000円を計上しております。

17節、備品購入費では、丹波バス事業所に配置予定としております29人乗り小型バス1台の購入費用1,460万円を含む1,470万円を計上しています。

会計年度任用職員人件費、フルタイム、パートタイムにつきましては、フルタイム職員15人、パートタイム職員6人の合計21人の給料、報酬、保険料等を計上しています。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 議案第26号 令和8年度京丹波町須知財産区特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ130万円とさせていただくもので、前年度比10万円の増額としております。

それでは、ページをめくっていただきまして、事項別明細書の5ページをご覧ください。歳入でございます。

主なものといたしまして、1款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、須知地区では、財産貸付収入39万4,000円を計上しております。須知区内、蒲生野区内の管理地における貸付料でございます。

2款、寄附金では、須知地区で管理運営寄附金として33万6,000円を計上しています。

3款、繰入金では、基金繰入金として30万円を計上しております。竹野地区の事業不足分として繰入れを行うものでございます。

次に、7ページをご覧ください。

歳出でございます。

1項、須知地区では、1目、一般管理費として、管理会の運営に要する経費など61万円を計上するとともに、2目、財産管理費では、管理に要する経費として28万円を計上しております。

同じく、2項、竹野地区では、1目、一般管理費として、管理会の運営に要する経費など18万8,000円を計上するとともに、2目、財産管理費では、管理等に要する経費として20万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、議案第26号 京丹波町須知財産区特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号 令和8年度京丹波町高原財産区特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ14万4,000円とさせていただくもので、前年度より11万1,000円の減額となります。

それでは、ページをめくっていただきまして、事項別明細書の5ページをご覧ください。歳入でございます。

主なものといたしまして、2款、繰入金では、10万1,000円を計上しています。令和8年度より高原地区5区からの寄附金については、寄附金徴収はしないこととして、財産区管理会で決定をされております。

3款、繰越金では、3万2,000円を計上しており、前年度比1,000円の減となり

ます。

次に、7ページをご覧ください。

歳出でございます。

管理会の運営に係る経費及び基金への積立てなど一般管理費で9万9,000円、財産管理費として4万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、議案第27号 令和8年度京丹波町高原財産区特別会計予算の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 豊嶋瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（豊嶋浩史君） 議案第28号から議案第31号までの日の桧山、梅田、三ノ宮及び質美の各財産区特別会計につきまして、補足説明を申し上げます。

議案第28号 令和8年度京丹波町桧山財産区特別会計予算につきまして、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,332万3,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものでございます。

事業別明細書5ページ、6ページをご覧ください。

1款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入、1節、土地建物貸付収入は、ゴルフ場用地として1,044万6,000円、携帯電話の無線基地局用地として15万円などを計上しております。

2目、利子及び配当金は、財政管理調整基金利子について54万円を計上しております。

2款、繰越金は、前年度繰越金に200万円を計上しております。

次に、歳出の主なものでございます。

事項別明細書7ページ、8ページをご覧ください。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、管理会委員報酬に70万円のほか、財政調整基金積立金に131万3,000円など、必要な事務経費について250万3,000円を計上しております。

2目、財産管理費は、直営林保育作業委託料140万円など、必要な財産管理経費について220万円を計上しております。

3目、諸費は、桧山地域振興会補助金に170万円、各区を対象とした山林高度利用補助金に420万円、区等の地域振興事業等に補助を行う桧山地域振興対策補助金に200万円など840万円を計上しております。

次に、議案第29号 令和8年度京丹波町梅田財産区特別会計予算につきまして、歳入歳出予算総額は、それぞれ734万円と定めるものでございます。

歳入の主なものでございます。

事項別明細書 5 ページ、6 ページをご覧ください。

1 款、財産収入、1 項、財産運用収入、1 目、財産貸付収入、1 節、土地貸付収入は、無線中継塔用地や管内 8 区への貸付料として 5 5 6 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

2 目、利子及び配当金は、財政管理調整基金利子について 1 1 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

2 款、繰入金は、歳入歳出の均衡を図るため、財政管理調整基金繰入金に 1 3 8 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

3 款、繰越金は、前年度繰越金に 2 5 万円を計上しております。

次に、歳出の主なものでございます。

事項別明細書 7 ページ、8 ページをご覧ください。

1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費は、管理会委員報酬に 5 4 万円のほか、財政管理調整基金積立金に 1 2 万円など、必要な事務経費について 1 0 3 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

2 目、財産管理費は、無線中継塔などの用地貸付に係る当該区への土地貸付補償費に 3 1 9 万 6, 0 0 0 円など、必要な財産管理経費について 3 7 5 万 3, 0 0 0 円を計上しております。

3 目、諸費は、梅田地域振興会補助金に 1 3 0 万円、区等の地域振興事業に補助を行う梅田地域振興対策事業補助金に 1 0 0 万円の計 2 3 0 万円を計上しております。

続きまして、議案第 3 0 号 令和 8 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算につきまして、歳入歳出予算の総額は、それぞれ 2 1 5 万円と定めるものでございます。

歳入の主なものでございます。

事項別明細書 5 ページ、6 ページをご覧ください。

1 款、財産収入、1 項、財産運用収入、1 目、財産貸付収入、1 節、土地貸付収入は、管内 8 区への貸付料として 4 3 万 1, 0 0 0 円などを計上しております。

2 目、利子及び配当金は、財政管理調整基金利子について 1 6 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

2 款、繰入金は、歳入歳出の均衡を図るため、財政管理調整基金繰入金に 1 0 0 万円を計上しております。

3 款、繰越金は、前年度繰越金に 4 5 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

次に、歳出の主なものでございます。

事項別明細書 7 ページ、8 ページをご覧ください。

1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費は、財産区管理会委員報酬 6 4 万 8,000 円のほか、財政管理調整基金積立金に 1 6 万 9,000 円など、必要な事務経費について 1 2 0 万 1,000 円を計上しております。

2 目、財産管理費は、林道等除草作業に係ります作業委託料に 7 万円など、必要な財産管理経費について 1 9 万 9,000 円を計上しております。

3 目、諸費は、三ノ宮地域振興会補助金に 5 0 万円、地区遺族会補助金に 1 0 万円、地区福寿会補助金に 1 0 万円の計 7 0 万円を計上しております。

最後に、議案第 3 1 号 令和 8 年度京丹波町質美財産区特別会計予算につきまして、歳入歳出予算総額は、それぞれ 3 5 0 万円と定めるものでございます。

歳入の主なものでございます。

事項別明細書 5 ページ、6 ページをご覧ください。

1 款、財産収入、1 項、財産運用収入、1 目、財産貸付収入、1 節、土地貸付収入は、管内 7 区への貸付料として 1 1 3 万 1,000 円、法人への貸付料として 1 0 0 万円、個人への貸付料として 2 3 万 1,000 円を計上しております。

2 目、利子及び配当金は、財政管理調整基金利子について 1 1 万 3,000 円を計上しております。

2 款、繰越金は、前年度繰越金に 8 7 万 1,000 円を計上しております。

次に、歳出の主なものでございます。

事項別明細書 7 ページ、8 ページをご覧ください。

1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費は、財産区管理会委員報酬に 7 2 万円のほか、財政管理調整基金積立金に 1 1 万 3,000 円など、必要な事務経費につきまして 1 8 0 万 5,000 円を計上しております。

2 目、財産管理費は、直営林の適正な管理を行う直営林保育作業委託料に 8 0 万円や林道維持管理事業等補助金に 2 5 万円など、必要な財産管理経費について 1 1 2 万 5,000 円を計上しております。

3 目、諸費は、質美地域振興会補助金に 3 0 万円など計 5 3 万 5,000 円を計上しております。

以上、桧山、梅田、三ノ宮及び質美の各財産区特別会計予算の補足説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） 議案第32号 令和8年度国保京丹波町病院事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

別冊の予算書をご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、初めに、第2条では、それぞれの施設における年間患者数等の業務予定量をお示ししております。

次のページ、第3条の収益的収入及び支出と右ページ、第4条の資本的収入及び支出につきましては、町長の提案理由説明のとおりでございます。

次のページ、第5条では一時借入金の限度額を、第6条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、第7条では他会計からの補助金、第8条ではたな卸資産の購入限度額を定めております。

次に、予算明細書により、主なものについてご説明を申し上げます。

19ページ、20ページ、収益的収入をご覧ください。

1款、京丹波町病院事業収益では9億5,849万円を計上し、前年度より6,353万4,000円の増となっております。

1項、医業収益は、7億553万7,000円を計上し、1目、入院収益では、総務省指針の平均病床稼働率70%を基準に、入院患者見込数を1日平均33名とし、3億6,978万9,000円を見込んでおります。地域包括ケア病床への慢性期や回復期の患者さんの受入れを円滑に行い、病床利用率の向上に努めるとともに、入院収益の確保につなげていきたいと考えております。

2目、外来収益では、訪問事業などを合わせまして、診療単価や前年度の外来患者数等の実績の推移から2億4,278万1,000円を見込んでおります。

3目、その他医業収益は、各種健診、予防接種等の公衆衛生活動収益や救急告示分の一般会計繰入金など、9,296万7,000円を見込むものでございます。

2項、医業外収益は2億5,295万3,000円を計上し、3目、負担金及び交付金では、前年度より2,148万4,000円増の2億4,050万2,000円を見込んでおります。人件費の増加や令和7年度に整備した空調設備更新に係る減価償却費の増加が主な要因でございます。

次に、2款、和知診療所事業収益では1億3,076万8,000円を計上し、前年度より324万3,000円の増となっております。

1項、医業収益は、診療単価や前年度の外来患者数等の実績の推移から5,443万3,000円を見込み、前年比262万6,000円の増となっております。

21ページ、22ページをご覧ください。

2項、医業外収益は7,633万5,000円を計上し、1目、他会計補助金では、国保特別調整交付金892万9,000円を見込んでおります。

2目、負担金及び交付金は、前年度より44万1,000円増の6,267万円を見込んでいます。

次に、3款、和知歯科診療所事業収益では7,236万7,000円を計上し、前年度より982万2,000円の減となっています。

1項、医業収益は4,323万円を計上し、診療単価や前年度の外来患者数の実績の推移、また、常勤医師が1名減となる予定で、外来患者数、診療日数が減少することにより、前年度に比べ951万6,000円の減を見込んでおります。

2項、医業外収益は2,913万7,000円を計上し、1目、他会計補助金では、国保特別調整交付金818万5,000円を見込み、前年度より102万3,000円の減となっております。

2目、負担金及び交付金の一般会計繰入金は、前年度と同額の1,650万円を計上しています。

次に、23ページ、24ページ、収益的支出をご覧ください。

1款、京丹波町病院事業費用は、事業収益と同じく9億5,849万円を計上し、そのうち、1項、医業費用は9億3,551万5,000円を見込み、前年度より6,143万1,000円の増となっています。

1目、給与費では、正規職員45名、会計年度任用職員フルタイム3名、パートタイム35名の合計83名分、6億2,212万7,000円を計上し、前年度より4,664万8,000円の増となっております。昇給や人事院勧告による給与改定等が大きな要因でございます。

2目、材料費は6,139万7,000円を計上し、前年度より334万1,000円の増。

3目、経費は1億7,082万7,000円を見込み、前年度より152万5,000円の増となっています。光熱水費の電気料金、給食業務の委託料の増加が主な要因でございます。

25ページに移りまして、4目、減価償却費は7,960万2,000円を見込み、前年度より911万5,000円の増となっています。令和7年度に整備した空調設備の更新によるものが主な要因でございます。

そのほか、2項、医業外費用は2,247万5,000円、予備費は50万円を計上しております。

続きまして、27ページ、28ページをご覧ください。

2款、和知診療所事業費用は、事業収益と同じく1億3,076万8,000円を計上し、そのうち、1項、医業費用は1億2,927万5,000円を見込み、前年度より307万1,000円の増となっています。

1目、給与費では、正規職員6名、会計年度任用職員パートタイム6名、合計12名分、8,052万4,000円を計上し、120万7,000円の減を見込んでいます。

2目、材料費は978万1,000円を見込み、薬品費の増加により前年度に比べ242万6,000円の増。

3目、経費は3,072万9,000円を見込み、前年度より149万3,000円の増となっています。電気料金、修繕費、給食業務の委託料の増加が主な要因でございます。

29ページに移りまして、2項、医業外費用は139万3,000円、予備費は10万円を計上しております。

続きまして、31ページ、32ページをご覧ください。

3款、和知歯科診療所事業費用は、事業収益と同じく7,236万7,000円を計上し、そのうち、1項、医業費用は7,158万3,000円を見込み、前年度より988万3,000円の減となっています。

1目、給与費では、正規職員4名、会計年度任用職員パートタイム3名の計7名分、4,805万6,000円を計上し、前年度より1,223万3,000円の減を見込んでおります。昇給や給与改定等による増額要因はありますが、常勤医師1名減により減額となったものでございます。

2目、材料費は、前年度と同額の561万6,000円、3目、経費につきましては、前年度の実績等に基づき1,318万1,000円を計上したほか、33ページ、2項、医業外費用は68万4,000円、予備費は10万円を計上しております。

次に、35ページ、36ページ、資本的収入をご覧ください。

1款、京丹波町病院資本的収入は4,825万4,000円を計上し、前年度より1億5,687万6,000円の減となっています。令和7年度は空調設備の更新があったことから、支出とともに大きな減額となっております。

1項、他会計出資金では、企業債元金償還金の財源とする一般会計からの繰入金4,675万4,000円を計上しています。

2項、補助金では、医療機器の更新を行う財源として、京都府在宅医療推進基盤整備事業費補助金150万円を見込んでいます。

2款、和知診療所資本的収入では、企業債元金償還金の財源とする一般会計からの繰入金209万4,000円を計上しています。

和知歯科診療所の資本的収入はございません。

次に、37ページ38ページ、資本的支出でございます。

1款、京丹波町病院資本的支出は、前年度より1億6,296万8,000円減の8,649万1,000円を計上しています。

1項、企業債償還金では、企業債の元金償還金として6,935万1,000円を計上し、前年度より1,337万2,000円の増となっています。令和7年度の空調設備更新に係る償還が始まること为主要な要因でございます。

2項、建設改良費には1,614万円を計上しています。主なものは、解析付心電計の更新に325万8,000円、セントラルモニターの更新に376万2,000円、洗浄機の更新に344万7,000円などでございます。

2款、和知診療所資本的支出は、前年度より616万5,000円増の1,499万9,000円を計上しています。

1項、企業債償還金では、企業債の元金償還金として279万2,000円を計上、2項、建設改良費には1,210万7,000円を計上し、空調設備更新工事実施設計業務委託料517万円、施設の照明LED化に593万7,000円などを見込んでいます。

3款、和知歯科診療所資本的支出は、前年度より977万4,000円減の181万8,000円を計上しています。

1項、建設改良費では、施設の照明LED化に71万8,000円などを見込んでいます。

以上、国保京丹波町病院事業会計の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 村田上下水道課長。

○上下水道課長（村田弘之君） 議案第33号 令和8年度京丹波町水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

別冊の令和8年度京丹波町水道事業会計予算書をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、まず初めに、第2条の業務の予定量でございますが、（1）給水戸数につきましては6,675件、（2）年間総配水量は277万5,460立方メートル、（3）1日平均配水量は7,604立方メートルを見込んでおります。

次に、第3条の収益的収入及び支出と、第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、町長提案理由説明のとおりでございます。

次のページ、第5条には、債務負担行為の設定について、第6条には、新たに発行する水道事業債の限度額を3億3,470万円、資本費平準化債の限度額を1億円とすること、第7条は、一時借入金の限度額を1億円とすること、第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を、第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第10条は、他会計からの補助金として一般会計からの繰入金の額をそれぞれ定めており、最後に、第11条は、たな卸資産の購入限度額を定めたところでございます。

次に、予算に関する説明書の8ページをご覧ください。

債務負担行為に関する調書でございます。

和知地区の中央監視通信設備の更新工事として、現在使用しているNTT通信網が金属ケーブルから光ファイバーに変更されることに伴い、各施設の送受信設備を更新するもので、工事期間が複数年にわたることから、債務負担行為を設定するものです。期間は、令和9年度までとし、限度額を6,733万4,000円としております。

次に、3条予算、いわゆる収益勘定、また、4条予算、いわゆる資本勘定につきまして、予算明細書により主なものについてご説明申し上げます。

まず、収益的支出からご説明申し上げます。

18ページ、19ページをご覧ください。

収益的支出の主な内容でございますが、1款、水道事業費用、1項、営業費用、1目、原水及び浄水費では、取水浄水施設の維持管理業務に係る委託料のほか、施設の補修工事、維持管理に係る経常経費など、合計2億2,867万7,000円を見込んでおります。

次に、2目、配水及び給水費でございます。漏水に係る補修資材等や交換用メーターの費用として材料費に1,052万4,000円を計上し、委託料では漏水調査業務や水道メーターの検針業務、河川を横断しております水道管・水管橋の点検や京都府への専用事務に係る資料の作成、測量業務などに3,888万4,000円、工事請負では、8年を経過する水道メーターの交換と漏水対応や施設設備の維持補修等に6,320万円などを見込んでおり、2目、配水及び給水費合計で1億1,809万1,000円を見込んでおります。

次に、4目、総係費でございますが、職員4名及び会計年度任用職員2名の人件費のほか、事務に必要な経常経費などがございます。光熱水費では、各施設の1年間の電気料金として8,100万円を見込んでおります。

次に、20ページ、21ページに移りまして、委託料では、高圧受電設備や公営企業会計

システムの保守点検、上水道台帳の整備や道路占用データの作成業務等、委託料合計で2,148万2,000円を計上しております。

また、負担金では、畑川ダム管理等負担金として1,273万7,000円を計上しております。畑川ダムに係る経費については、協定書に基づき、京都府と本町で負担することとなっており、本町は18.5%の負担割合となっているもので、当該経費は、そのうちの維持管理分でございます。

5目、減価償却費は、有形固定資産分として4億6,687万5,000円を計上し、無形固定資産分として、畑川ダムの施設利用権と令和7年度に実施しておりますA I管路劣化診断の成果データを閲覧するソフトウェアの償却を対象とし、2,805万5,000円を見込んでおります。

次に、2項、営業外費用は、企業債の利息8,291万2,000円を含み、総額で8,641万2,000円を計上しております。

次に、16ページ、17ページにお戻りください。

収益的収入の主な内容でございますが、1款、水道事業収益、1項、営業収益では、水道料金や閉・開栓手数料などの収入で4億1,852万5,000円を見込み、2項、営業外収益では、一般会計からの繰入金など7億1,387万8,000円を見込んでおります。収益的収入総額で11億3,240万3,000円を計上しております。特に、給水収益では重点支援交付金を活用した水道料金・基本料金等の免除相当額1億3,138万7,000円を水道料金収入見込額から減じているため、昨年度と比較して大きく減少しておりますが、その減少分は交付金で充当することとして、一般会計からの繰入金に加算しております。

次に資本勘定についてです。

資本勘定につきましても、先に支出から説明させていただきますので、24ページ、25ページをご覧ください。

1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、施設整備費では、建設改良に係る職員4名の人件費を計上しているほか、委託料では、下山黒瀬地内、本庄地内等の上水道管更新工事設計業務等の経費として1,650万円を計上しております。

工事請負費では、債務負担行為に関する調査でも説明いたしました和知地区の中央監視設備の更新工事や生活基盤施設耐震化を含む管路更新工事など、合わせて2億4,250万円を見込んでおります。

次に、2目、施設改良費では、府道や町道の改良工事に伴う水道管移設工事や施設設備の更新工事に係る経費として9,658万8,000円を見込んでおります。

次に、3目、固定資産取得費では、橋爪地内の既存管路埋設箇所における土地整理に伴う用地取得費として100万円、畑川ダムメンテナンス事業負担金として185万円を計上しております。こちらの畑川ダム負担金は、京都府が実施する設備整備費に対する本町の協定負担割合18.5%の額となっております。

令和8年度の整備内容としては、流入予測装置の改良に係る設計業務を実施するという計画です。

次に、2項、企業債償還金では、企業債の元金償還として5億8,430万6,000円を計上しております。

3項、基金繰入支出では、令和8年度に見込んでいる新規加入分担金143万円と基金積立金利息77万5,000円、合計220万5,000円を基金に繰り入れることとして見込んでおります。

次に、22ページ、23ページに戻っていただきまして、資本的収入をご覧ください。

1款、資本的収入、1項、企業債に4億3,470万円を計上しております。中央監視システムの更新や老朽管路や施設設備の更新に対する財源として3億3,470万円と、企業債償還期間と減価償却期間のずれから来る資金不足の解消等のために借り入れる資本費平準化債、こちらを1億円見込んでおります。

3項、補助金に1億1,673万3,000円を計上しております。そのうち、1目、府補助金1,235万円は、生活基盤施設耐震化に関する管路更新工事などに関する補助金となります。

2目、他会計補助金は、畑川ダムメンテナンス事業負担金対策補助金170万円を含め、一般会計から1億438万3,000円の繰入れをお願いしております。

4項、負担金1,847万9,000円及び5項、出資金1億6,464万円は、いずれも一般会計からの繰入金でございます。

6項、基金取崩収入は、資本勘定の人件費や維持補修工事等の財源として1,866万8,000円。

7項、その他資本的収入は、府道の道路改良等に伴う水道管移設工事の補償費の見込みとして421万円を計上しております。

以上が、水道事業会計でございます。

続きまして、議案第34号 令和8年度京丹波町下水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

こちらも、別冊となっております令和8年度京丹波町下水道事業会計予算書をご覧ください

い。

表紙をめくっていただきまして、まず初めに、第2条の業務の予定量でございますが、(1)排水件数につきましては4,884件、(2)年間有収水量は99万8,390立方メートル、(3)1日平均配水量は2,735立方メートルを見込んでおります。

次に、第3条の収益的収入及び支出と、次のページにかけて記載がございます第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、町長提案理由説明のとおりでございます。

第5条では、新たに発行する下水道事業債の限度額を1億4,180万円とし、資本費平準化債の限度額を2億3,200万円とすること、第6条は、一時借入金の限度額を1億円とすること、第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について、第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条は、他会計からの補助金として一般会計からの繰入金の額3億5,669万4,000円をそれぞれ定めております。

次に、予算に関する説明書の8ページをご覧ください。

債務負担行為に関する調書でございます。

下水道台帳の電子化業務を令和7年度から令和9年度にかけて債務負担行為を設定して実施しておりまして、令和8年度はその2年目ということになります。

次に、3条予算、収益勘定、また、4条予算、資本勘定につきまして、予算明細書により主なものについてご説明申し上げます。

まず、収益勘定の収益的支出から説明させていただきますので、18ページ、19ページをご覧ください。

収益的支出の主な内容でございますが、1款、下水道事業費、1項、営業費用、1目、管渠費では、債務負担行為に関する調書でも説明いたしました下水道台帳電子化業務に係る委託料のほか、施設修繕費や下水道管路の路面復旧費も含めて、総額3,359万円を見込んでおります。

次に、2目、ポンプ場費ですが、委託料でマンホールポンプの維持管理委託費に664万9,000円、修繕費に484万2,000円を計上するなどポンプ場費総額で1,169万1,000円を見込んでおります。

3目、処理場費では、各浄化センターや下水処理場の管理に関する経費を計上しており、光熱水費では令和7年度の実績を参考に5,738万3,000円を見込んでおります。

また、下水処理施設の維持管理については、施設管理を受託する船井郡衛生管理組合との調整により、令和7年度から負担金として支出することとしておりまして、施設維持管理に係る保守点検業務、汚泥の脱水業務、また、汚泥の引抜業務など船井郡衛生管理組合負担金

として、1億1,735万6,000円を計上しております。そのほか、処理場並びに浄化センターに係る経常的な経費として、処理場費総額で1億9,126万円を見込んでいます。

次に、4目、浄化槽費では、各戸に設置されている合併浄化槽の管理費用を計上しております。こちらも処理場費同様、令和2年度からは負担金として支出することとして、清掃業務、保守点検業務、検査手数料など、総額で1億1,116万8,000円を見込んでいます。

5目、総係費は、職員1名及び会計年度任用職員3名の人件費のほか、事務に必要な経常経費などを計上しています。

次に、20ページ、21ページに移りまして、6目、減価償却費は、有形固定資産分4億3,477万9,000円を見込んでおります。

次に、2項、営業外費用全体で4,254万2,000円を計上し、そのうち、4,204万7,000円は企業債の利息となっております。

続いて、収益的収入についてご説明申し上げます。

16ページ、17ページにお戻りください。

収益的収入の主な内容でございますが、1款、下水道事業収益、1項、営業収益では、下水道使用料収益で2億5,080万8,000円、2項、営業外収益では、2目、一般会計からの補助金3億5,669万4,000円、3目、長期前受金戻入2億4,199万円などで合計5億9,869万円を見込んでおります。

次に、資本勘定についてですが、こちらも支出からご説明させていただきます。

24ページ、25ページをご覧ください。

1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、建設改良費では、建設改良に係る職員2名の人件費のほか、委託料では、特定環境保全公共下水道事業に係るストックマネジメント策定業務（管路施設診断調査）、また、農業集落排水事業における施設の機械設備の更新に係る設計業務と、この事業実施に係る費用対効果算定業務に合計7,860万円を計上しております。工事請負費で、管路設置工事として特定環境保全公共下水道水戸処理区の管路布設に4,200万円を、施設改良工事としてマンホールポンプ取替え工事や各処理場の機器更新工事に8,653万6,000円を、マンホールの更新が必要な場合の工事費として5か所分、330万円、合計で1億3,183万6,000円を計上しております。

次に、2項、企業債償還金では、企業債の元金償還金として4億2,045万3,000円を計上しております。

次に、22ページ、23ページに戻っていただきまして、資本的収入をご覧ください。

1 款、資本的収入、1 項、企業債は3億7,380万円を計上しています。下水道布設工事や機器設備更新の財源として1億4,180万円、資本費平準化債として2億3,200万円の借入れを予定しております。

3 項、補助金は2,438万5,000円を計上しております。京都府からの収入として特定環境保全公共下水道事業に係るストックマネジメント策定業務に1,400万円、並びに農業集落排水事業における施設の機械設備更新に係る設計業務に980万円の補助金収入を見込んでおります。

同じく、京都府から農業集落排水事業推進交付金58万5,000円につきましては、下水道事業基金積立金の財源といたします。

4 項、負担金38万円及び5 項、出資金9,657万1,000円は、いずれも一般会計からの繰入金でございます。

6 項、基金取崩収入196万3,000円につきましては、不足する財源を補うものとして取崩しをいたします。

以上、簡単ではございますが、議案第33号並びに議案第34号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） お諮りします。

議案第19号 令和8年度京丹波町一般会計予算から、議案第34号 令和8年度京丹波町下水道事業会計予算までの審査については、12人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第34号は、12人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 3時52分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり指名したいと思

ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり選任することに決しました。

予算特別委員会をこの場において開催し、正副委員長の選任をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 3時53分

○議長(梅原好範君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会において、正副委員長が決定しましたので報告いたします。

委員長に居谷知範君、副委員長に山崎裕二君。

以上のとおりであります。よろしく願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は4日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

この後、議会広報広聴特別委員会が開催されますので、委員の皆様には、お疲れのところお世話になりますが、よろしく願いいたします。

本日は、大変お疲れさまでした。

散会 午後 3時54分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 奥田健次

〃 署名議員 東まさ子